農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2004 10 OCTOBER

事業環境の変化と農協の対応

- 2003年度の農協金融の回顧
- 2002年度の農協経営の動向
- 野菜流通における契約出荷と市場出荷
- 組合金融の動き

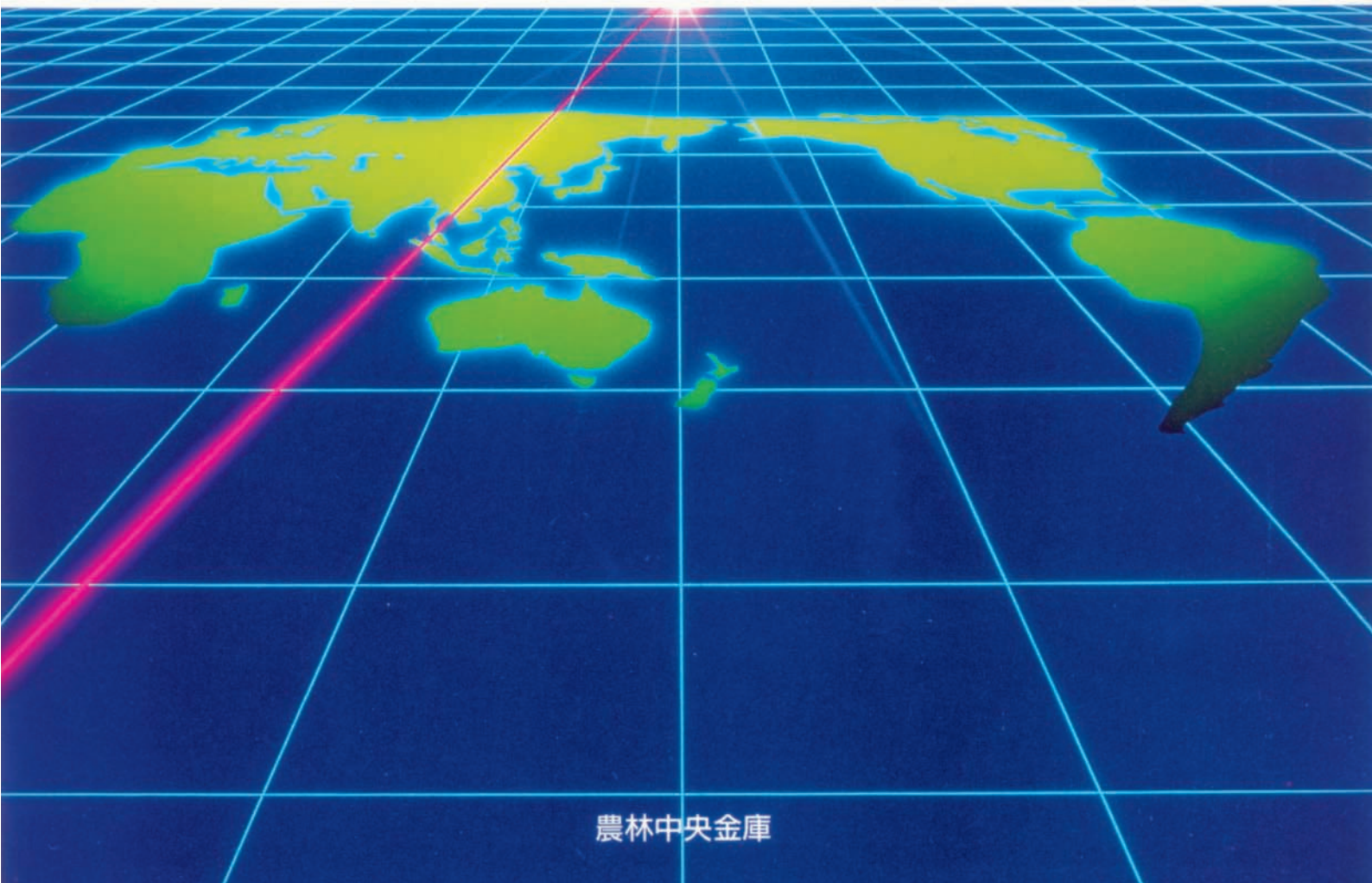

農林中央金庫

今月の窓

地域に根ざした存在として

市場経済に競争はつきものであると言われる。規制緩和が進展するなかで最近では小売・サービス価格の安売り競争が当たり前になっている。家電量販店やユニクロ，100円ショップに代表される小売業から始まり，クリーニング店や理髪店といったサービス業，外食産業まで低価格の店が幅をきかせている。いつのころからか「大競争時代」という言葉が一般的に使われ，参加者が「勝ち組み」と「負け組み」に分類されるようになってきた。

先日，安売りの「パック旅行」でおもしろい経験をした。北関東の有名な温泉地であるが，都心から往復の送迎バスが付いて，１泊２食で6,000円前後と破格の値段設定であった。食事は一種類の献立しかなくお世辞にもおいしいとは言えなかったが，施設はバブル期に建てられた立派なもので，温泉の内容も満足できるものであった。コストを切り詰めるため，施設の手入れは最小限にとどめ，従業員も少人数で外国人労働者も含まれているようであった。また，近隣の温泉地にもホテル，旅館を複数有し，送迎バスの地元発着場への集中・分散という効率的運営がなされていた。だがそれだけでペイするわけはなく，安売りの秘密は翌日の昼食，土産物屋にあった。それらは同じグループで経営されており，旅行気分で財布の紐の緩んだところを稼がせてもらうという戦略である。このホテルはダンスホールを有しており，宿泊客は無料で使用できることから，ダンスの愛好家には特に人気が高いようであった。宿泊時に次の予約を入れる人も多く，３か月先でも部屋は取れない状況である。

このホテルは地域の温泉地ではおそらく「勝ち組み」であり，「損して得をする」ではないが，最初に出費をしてその後うまく回収するというのは，この旅行パックに限らずいろいろなサービスで見られる戦略であり，とりたてて問題にするにはあたらないであろう。しかし，このホテルの成功は，利用者のお金を自分たちのグループ内だけで回収する仕組みによる面が大きく，果たして地域全体の発展に役立っているのだろうかという疑問を感じる。確かにこのホテルも特定の消費者ニーズに応えているのは事実であり，逆に多少高くても落ち着いた雰囲気や行き届いた接客サービス，おいしい食事を求めるニーズに対応するホテル，旅館もなくならないであろう。ただし，ホテル，旅館は，地域の自然や環境もサービスの不可欠な要素であり，観光地としての地域全体の魅力づくりに貢献する責務があるのではなかろうか。それとも，「大競争時代」では地域とともに発展するというのは甘い考えなのであろうか。

ＪＡバンクを巡る競争環境も，利ざやが縮小し，ほぼすべての金融機関が個人金融業務に注力するなかで，厳しさを増してきている。預貯金や貸出，決済業務といった基礎的サービスの同質化が進み，コストの削減だけが「勝ち組み」となるための条件であるかのような感がある。しかし，農業者・地域住民の組織である農協は，地域の発展に責任のある組織として多面的な活動を行っており，その成果が信用事業の基礎になっていることも事実である。地域に根ざした存在としての農協の将来に期待したい。

本号では，農協の金融と経営の動向を中心に，「2003年度の農協金融の回顧」「2002年度の農協経営の動向」，及び「野菜流通における契約出荷と市場出荷」をとりあげた。

（(株)農林中金総合研究所調査第一部長　佐々木隆・ささきたかし）

農林金融　第57巻　第10号〈通巻704号〉

目　次

今月のテーマ

事業環境の変化と農協の対応

今月の窓

地域に根ざした存在として

（株）農林中金総合研究所調査第一部長　佐々木隆

2003年度の農協金融の回顧

長谷川晃生 —— 2

組織・事業の現況と変化への対応

2002年度の農協経営の動向

斉藤由理子 —— 14

野菜流通における契約出荷と市場出荷

小野沢康晴 —— 28

談話室

国際化・少子高齢化のベクトル

東京農業大学教授　日暮賢司 —— 26

組合金融の動き

個人情報保護法とJAの対応について

本田敏裕 —— 48

統計資料 —— 50

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

2003年度の農協金融の回顧

〔要　　旨〕

1　日本経済はバブル経済崩壊以降低迷が続いてきたが，2003年度下期に入ると輸出増加と設備投資の回復により緩やかな回復へと転じ，家計の所得環境はやや改善する動きがみられた。しかし，販売農家の家計動向は農家総所得が７年連続で減少する等引き続き厳しい状況にある。

2　家計部門の金融資産は減少が続いてきたが03年９月末から増加に転じている。04年３月末の金融資産の内訳をみると株式が前年比最も増加し，次いで投資信託，預金の順となり，残高は少ないが国債・財投債，外貨預金の増加も目立つ。個人利用者の金融商品選択は元本保証のあるものが選択される傾向が強く，預貯金の増加が続いているが，個人向け国債等への人気が高まり，また都銀等では販売手数料収入を得るために預金獲得よりも投資信託，外貨預金の販売に注力している。一部利用者はその購入を進めており，これまで預貯金に預け入れられた新規資金がこれら金融商品の購入へとシフトしている可能性も考えられる。

3　農協貯金の前年比伸び率は02年12月末から上昇し04年２月末には2.1％となり，その後はほぼ横ばいで推移している。02年10月に普通預貯金のペイオフ凍結解除が２年間延期されたために，前年度みられた新規預入資金の他業態への分散化の動きが収まったこと，さらに貯金獲得への積極的な取組みによる個人貯金の増勢により，ほとんどの地域で伸び率が回復した。

4　今後は05年４月の普通預貯金のペイオフに向けた資金の動向が注目点となるが，多くの大口預貯金者は02年４月の定期性預貯金に対するペイオフの際に複数の金融機関への分散化等の対策を既に実施しているとみられる。したがって，一部に全額保護される決済用預貯金へのシフトはあるものの，02年と比較すると業態間の資金移動がおきる可能性はないものと考えられる。しかし，金融機関の経営に懸念が生じるような事態になれば動きが出てくるものとみられ，さらに一部に預貯金から市場性金融商品へのシフトの可能性もあることから，今後の動向に注意が必要である。

5　家計部門への貸出金は，家計部門に含まれる個人向けの事業性資金が低迷していることにより減少が続いている。民間金融機関では個人向け貸出のなかでも安定的な収益が見込める住宅ローンを推進しており，住宅金融公庫の業務縮小分を獲得したことや住宅ローン減税の適用期限を控えた駆け込み需要により，住宅貸付については大きく伸び率が上昇した。しかし，04年に入ると国内銀行，信金での住宅資金の伸び率が低下している。住宅金融公庫からの借り換え需要がほぼ一巡し，また住宅金融公庫の業務縮小による民間住宅ローン市場の拡大が一段落したこと等が影響している。

6　農協貸出金は01年３月末から残高の減少傾向が続いてきたが，02年度下期以降は減少幅が縮小し，04年４月末には増加に転じている。生活資金，農業資金の貸出が低迷するなかで，他業態と同様に住宅金融公庫の業務縮小分の獲得等による自己住宅ローンの増勢が大きく影響してきた。今後はそうした要因が剥落することによって，住宅ローン全体が大きく増加することは難しいものとみられる。農協貸出金の増加には住宅ローンの伸長が重要で，今後は広く地域住民へのアプローチを図ることで新規顧客を獲得していくことが重要になっていくものと考える。

目　次

はじめに
1　農協金融をめぐる環境
⑴　一般経済
⑵　金融機関の動向
⑶　農家の家計動向
⑷　勤労者世帯の家計動向
2　個人金融資産の動向
⑴　家計部門の金融資産
⑵　業態別の個人預貯金の動向
⑶　市場性金融商品への取組状況
3　農協貯金の動き
⑴　利用者別動向
⑵　一般貯金の地域別動向
⑶　貯金種類・金額帯別動向
4　個人等貸出金の動き
⑴　家計部門への貸出金動向
⑵　他業態における個人貸出金の動向
5　農協貸出金の動き
6　おわりに

はじめに

農協貯金の前年比伸び率は，2002年12月末から上昇し，04年２月末には2.1％となり，その後はほぼ横ばいで推移し６月末は2.0％となっている。農協貸出金（公庫・共済・金融機関貸付を除く）は01年３月末から前年比減少で推移してきたが，02年度下期以降は減少幅が縮小し，04年４月末には増加に転じている。

本稿では，03年度の農協資金の動向およびその要因・背景について，農協金融を取り巻く環境，個人金融ならびに他金融機関の状況を踏まえて分析することにする。

1　農協金融をめぐる環境

⑴　一般経済

日本経済はバブル経済崩壊以降低迷が続いてきたが，03年度下期に入ると輸出増加と設備投資の回復により，緩やかな回復へと転じた。

雇用・所得環境については厳しさが残るものの，03年度下期にかけて有効求人倍率が生産活動の回復に伴い改善している。また，完全失業率も依然として高い水準にあるが，03年３月の5.4％（季節調整済値）から04年３月の4.7％へと緩やかに低下している。賃金面では03年の冬期賞与は前年を下回ったが，賃金全体では下落傾向に歯止めがかかってきており，雇用者所得は徐々に下げ止まる傾向にある。

株式市場の動向をみると，02年度下期にかけて海外株価の下落や国内景気の先行き不透明感の高まりを背景に株価は大きく下落し，03年４月には日経平均株価がバブル崩壊後の最安値を更新した。その後，米国株高や企業の業績改善等を背景に上昇基調に転じ，夏以降はさらに大きく上昇する等，

総じて堅調に推移した。

⑵　金融機関の動向

02年10月に金融庁は金融再生プログラムを公表し，資産査定の厳格化を通じて，05年３月までに主要行の不良債権問題解決にめどをつける方向を示した。

中小金融機関（地銀，第二地銀，信金，信組）については，03年３月に「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（金融審議会金融分科会第二部会報告書）が公表された。このなかで03，04年度を集中改善期間とし，各中小金融機関が中小企業の再生と地域活性化への取組みを進めることで，不良債権問題を解決することが適当であるとしている。報告書の提言等を踏まえて，金融庁では「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を取りまとめ，各金融機関では機能強化に向けた取組みが進められている。

都銀，地銀，第二地銀等の全国銀行の03年度決算の状況をみると，不良債権処理損の減少や株価上昇による株式関係損益の改善から，多くの金融機関で大幅な増益となり，全国銀行114行のうち９割近くが黒字を計上した。(注１)しかし，一部金融機関の多額の不良債権処理の影響で，全国銀行全体では02年に引き続き赤字となっている。

なお，05年４月に普通預貯金等に対するペイオフ凍結が解除される。４月以降も全額保護される無利子，要求払い，決済サービスを提供できるという３つの条件を満たす決済用預貯金については，各金融機関で導入に向けた取組みが進められている。

（注１）決算状況については，日銀「2003年度決算からみた銀行経営の動向」による。

⑶　農家の家計動向

農家の所得動向は農協資金動向の重要な背景になっていることから，03年の販売農家について，農林水産省の農業経営統計調査によりながらみることにする（第１表）。

販売農家１戸当たりの農業所得は冷夏等の天候不順に伴う米，野菜の価格上昇の影響により，５年ぶりの前年比増加となった。しかし，全体のおよそ６割を占める農外所得，年金・被贈等収入の減少により，農家総所得は前年比△1.6％となり７年連続の減少となった。(注２)ただし，農業所得が増加に

第1表　販売農家の家計動向（販売農家1戸当たり平均）

（単位　千円，％）

	2003年実数	前年比伸び率						
		97	98	99	00	01	02	03
農家総所得	7,715.8	△1.6	△1.3	△2.5	△2.1	△3.1	△2.2	△1.6
農業所得	1,106.2	△13.3	3.6	△8.4	△5.0	△4.6	△1.2	8.3
農外所得	4,323.8	0.2	△3.0	△3.4	△3.0	△4.5	△4.7	△4.5
うち労賃俸給手当等の収入	3,772.2	0.2	△0.4	△3.2	△3.7	△4.5	△5.3	△4.3
年金・被贈等収入	2,285.8	1.7	0.1	3.0	1.5	0.7	2.5	△0.3
可処分所得	6,417.9	△2.5	△0.8	△3.0	△1.9	△3.3	△2.3	△1.3
家計費	5,031.8	0.1	△1.9	△1.5	△2.6	△2.3	△2.3	△2.3
農家経済余剰	1,386.1	△11.0	3.6	△8.3	0.9	△7.2	△2.0	2.7

資料　農林水産省『農業経営動向統計』

転じたことから，03年に比べると農家総所得のマイナス幅は縮小し，農家総所得から税金，社会保険料等の租税公課諸負担を差し引いた可処分所得についてもマイナス幅が縮小している。

農家総所得に占める農業所得の割合は，97年の13.7%から03年の14.3%へとやや上昇している。農外所得については同時期に62.2%から56.0%へと低下する一方，年金・被贈等収入は24.1%から29.6%へと上昇している。販売農家世帯の高齢化の進展により，年金収入が大きな収入源になっている。

販売農家の所得環境が厳しいなかで，家計費は６年連続で前年比減少している。預貯金の原資となる農家経済余剰については，可処分所得のマイナス幅が縮小するなかで，引き続き家計費を切り詰める等の対応を行ったことにより前年比増加に転じている。

（注２）年金・被贈等収入の減少は失業保険給付金によるもので公的年金は前年比増加している。

⑷　勤労者世帯の家計動向

農協の組合員に占める准組合員の比率は上昇基調にあり，販売農家世帯のみならず，勤労者世帯の家計動向も農協貯貸金の動向に影響を与えているものと考えられる。03年の勤労者世帯の家計動向について，総務省の家計調査によると，実収入は臨時収入，賞与の減少から前年に比べ2.6%減少し，63年の現行調査開始以来，初めて６年連続の減少となった。実収入の減少が続いていることから，可処分所得についても前年比2.7%減少し，６年連続の減少となった。

家計の所得環境は，03年度下期に入るとやや改善する動きもみられたが，03年中の販売農家，勤労者世帯の家計動向については引き続き厳しい状況にあるといえよう。

２　個人金融資産の動向

農協信用事業の利用者の中心は個人組合員であることから，家計部門の金融資産，個人預貯金の業態別の動向についてみることにする。

⑴　家計部門の金融資産

日銀の資金循環勘定によると，家計部門の金融資産残高は00年12月末の四半期データから前年比減少が続いてきたが，03年９月末に増加に転じ，04年３月末の残高は前年比3.7%増加し，1,415兆円となった（第２表）。

04年３月末の金融資産の内訳をみると，前年に比べて株式が29.3兆円と最も増加しており，次いで投資信託（同5.5兆円），預金（2.6兆円）の順となっている。また残高は少ないが国債・財投債（1.9兆円），外貨預金（0.9兆円）も増加している。株式の増加は株価上昇の影響が大きく，価格変動を除いた取引フローについては前年比2.4兆円減少しており，株価上昇による株式への資金シフトはみられなかった。それに対して，投資信託，外貨預金は取引フローも前年比増加していることから，一部利用者は積極的に購入を進めているものとみられ

第2表　家計部門の金融資産の動向（年度末計数）

（単位　兆円，%）

	残高		前年比増減額	前年比伸び率				
	2004年3月末	構成比	04.3	00.3	01.3	02.3	03.3	04.3
金融資産合計	1,415.8	100.0	50.5	6.1	△0.1	△1.6	△2.5	3.7
（株式以外合計）	1,335.0	94.3	21.2	4.4	1.3	△1.1	△1.6	1.6
（株式,投資信託以外合計）	1,301.2	91.9	15.7	4.1	1.2	△0.9	△1.5	1.2
うち現金・預金	778.5	55.0	4.3	2.9	0.9	1.9	1.2	0.6
現金	39.8	2.8	0.7	5.7	5.4	13.8	2.8	1.7
預金	732.9	51.8	2.6	2.6	0.6	1.3	1.0	0.4
流動性預金	193.1	13.6	10.8	8.9	9.2	29.8	9.9	5.9
定期性預金	539.8	38.1	△8.2	1.4	△1.1	△5.0	△1.7	△1.5
外貨預金	5.8	0.4	0.9	65.0	21.2	10.6	15.9	19.2
投資信託受益証券	33.9	2.4	5.5	21.4	6.3	△10.3	△6.7	19.3
株式	80.8	5.7	29.3	37.5	△20.8	△11.2	△20.7	56.8
保険・年金準備金	397.0	28.0	1.1	3.3	2.8	0.5	△1.3	0.3

資料　日銀『金融経済統計月報』
（注）　金融資産にはその他の科目を含む。

る。

なお，残高の過半を占めている預金は増加で推移しているが，伸び率は03年３月末の1.0%から04年３月末の0.4%へと低下している。

⑵　業態別の個人預貯金の動向

業態別の個人預貯金の動向をみると，都銀等の国内銀行の伸び率は，02年６月以降低下しており，03年３月の3.4%から04年３月の1.3%へと低下した（第１図）。日銀は04年１月以降の都銀，地銀，第二地銀別のデータの公表を中止している。それまでの動きをみると，都銀は02年度上期から伸び率が低下傾向にあった。地銀，第二地銀は03年４月の合併により大きく変動したが，その後は低下しており，03年中は都銀，地銀，第二地銀と

もに伸び率が低下した。(注3)都銀等の伸び率低下には，後述するように預金獲得よりも投資信託等の市場性金融商品の販売に積極的になっていることが影響している。

信金については，02年度下期から03年度上期にかけて，金利上乗せ等により定期預金を積極的に獲得したことで，伸び率が上昇したが，その後は緩やかに低下している。郵貯は残高の減少傾向が続いており，伸び率のマイナス幅は02年度下期以降ほぼ横ば

第1図　業態別個人預貯金の前年比伸び率

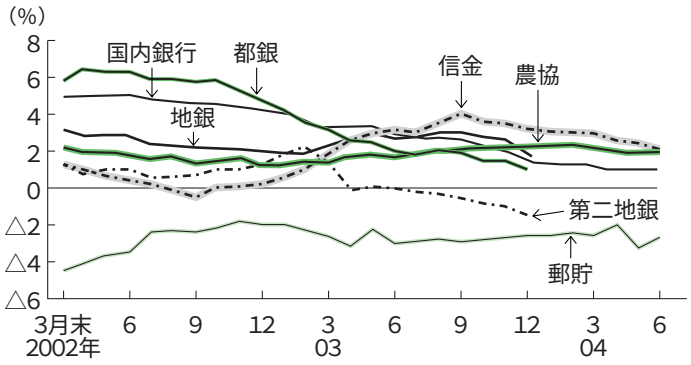

資料　農協残高試算表,日銀ホームページ
（注）1　農協,郵貯は末残,それ以外は平残。農協は一般貯金（貯金−公金貯金−金融機関貯金）。
2　03年3月の中部銀行,石川銀行の営業譲渡（地銀Ⅱ→地銀,地銀Ⅱ,信金）,三井住友銀行とわかしお銀行の合併（地銀Ⅱ→都銀）。03年4月の関東銀行,親和銀行の地銀Ⅱとの合併（地銀Ⅱ→地銀）により,03年3月以降はそれ以前と伸び率が不連続。
3　04年1月以降の都銀,地銀,第二地銀のデータは公表が中止されている。

いで推移している。

農協は，02年度下期から上昇基調にあったが，04年に入るとほぼ横ばいとなり，３月末は2.3％となっており，03年度下期以降国内銀行の伸び率を上回っている。(注４)

預貯金種類別には，すべての業態で02年４月の定期性預貯金に対するペイオフの影響により，01年度下期にかけて流動性預貯金の伸び率は大きく上昇し，定期性は前年比減少となった。その後は，ペイオフによる流動性シフトも収まったことから，02年度下期にかけて流動性の伸び率は大きく低下し，定期性のマイナス幅は縮小した。03年度中は流動性については農協を含め他業態でも伸び率はやや低下したが，定期性については，農協，信金で03年度上期に増加に転じた。それに対して国内銀行では減少が続いている。

（注３） 03年４月１日付で関東銀行（地銀）とつくば銀行（第二地銀），親和銀行（地銀）と九州銀行（第二地銀）が合併した。

（注４） 農協は一般貯金（貯金合計から公金貯金，金融機関貯金を差し引いたもの）のデータによる。種類別の農協については個人以外も含む。

⑶　市場性金融商品への取組状況

金融広報中央委員会が毎年実施している「家計の金融資産に関する世論調査」（03年は６月末に実施）によれば，金融商品の選択の際に最も重視していることとして，「元本が保証されている」（38.1％）の選択割合が02年調査よりも上昇し，他の選択肢を大きく上回っている。

家計部門の金融資産において預貯金が増加していること，また03年３月から販売が開始された個人向け国債の年度中の販売額が2.9兆円で，個人預貯金増加額を上回っていることからも，多くの個人利用者が安全性を重視した金融商品選択を行っているものとみられる。

一方，都銀，地銀等では投資信託等を販売する際の手数料収入を得るために，預金獲得よりも市場性金融商品の販売に注力している。また低金利の預貯金に満足できない一部個人は市場性金融商品の利用を進めている。投資信託については，証券会社，投資信託会社経由の販売が低迷するなかで，銀行経由は前年比増加し，その販売シェアは35.6％（04年３月末）にまで高まった。また，都銀，地銀等では投資信託以外にも外貨預金，保険商品(注５)，個人向け国債の販売に積極的である。地銀における04年３月末の個人向けの投資信託，外貨預金，公共債，年金保険合計の前年比増加額は個人預金の増加額を大きく上回っている（第２図）。

第２図　地銀における預かり資産残高の前年比増減額

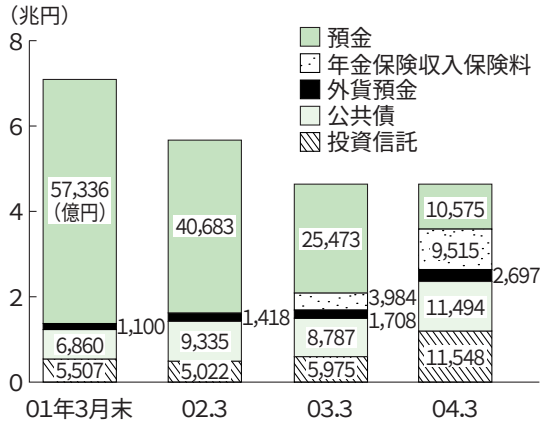

資料　日本金融通信社「ニッキン」の04年2月6日,7月9日付の記事をもとに筆者作成
（注）　年金保険収入保険料は変額個人年金,定額個人年金,年金払積立傷害の合計収入保険料。

以上のように，家計部門の金融商品選択は元本保証のあるものが選択される傾向が強く，預貯金の増加が続いている。安全志向の利用者にとっては預貯金以外の個人向け国債，地方債のミニ公募債といった商品の人気が高まっており，また一部利用者は投資信託，外貨預金の購入を進めている。預貯金全体の増加幅が縮小傾向にあることからも，これまで預貯金に預け入れられてきた新規資金がこれら金融商品の購入へとシフトしている可能性も考えられる。

（注５）銀行窓口での保険商品の取扱いは，損害保険商品が01年４月，個人年金保険が02年10月にそれぞれ解禁されている。

第3表　農協主要勘定の動向

（単位　億円，%）

	残高	前年比伸び率					
	2004年3月末	99.3	00.3	01.3	02.3	03.3	04.3
貯金	759,765	0.8	1.8	2.6	2.0	1.2	2.1
当座性	218,196	6.1	4.9	5.1	16.8	7.4	5.6
定期性	541,569	△0.5	1.0	1.9	△2.4	△1.0	0.7
貸出金	209,725	3.0	0.4	△0.2	△1.1	△1.2	△0.2
短期	23,883	△3.7	△5.6	△5.9	△9.5	△4.0	△8.9
長期	190,988	4.0	1.3	0.6	0.1	△0.6	1.1
預け金	519,791	△0.3	2.6	4.7	2.7	3.4	2.4
有価証券	40,442	6.0	△5.0	△9.9	6.2	△11.8	12.8

資料　農協残高試算表
（注）１　貸出金は公庫貸付,共済貸付,金融機関貸付を除く。
　　２　短期貸出金,長期貸出金からは（注1）のうちの公庫貸付金のみが除かれていることから合計額が貸出金と一致しない。

第3図　農協における一般貯金，公金貯金の前年比増減額

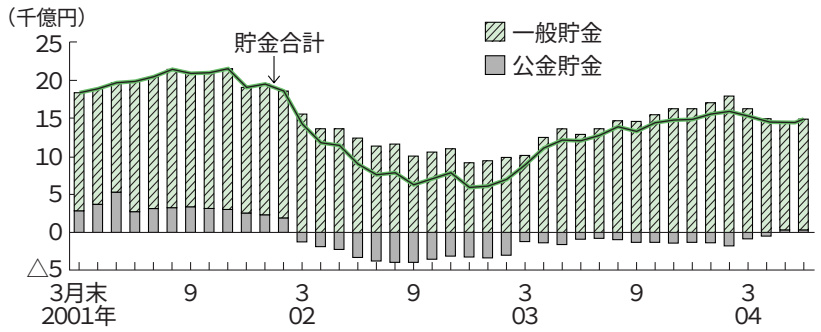

資料　第3表に同じ

3　農協貯金の動き

(1)　利用者別動向

農協貯金の前年比伸び率の推移をみると，01年度下期から02年度上期にかけて伸び率が低下したが，03年１月末の0.8%から上昇し，03年度は03年３月末の1.2%から04年３月末は2.1%となった（第３表）。こうした貯金の動きを，個人を中心とした一般貯金（貯金全体から公金貯金，金融機関貯金を差し引いたもの），公金貯金とに分けてみることにする。

一般貯金については，01年度下期から02年度上期にかけて増加幅が縮小した（第３図）。前年度まで流入していた郵貯の定額貯金満期金の流入額が減少したことに加えて，通常ならば農協に預け入れられる資金の一部が02年４月の定期性預貯金に対するペイオフの影響により他業態へ分散化されたことも考えられる。

02年度下期から03年中は増加幅が徐々に拡大した。拡大要因について明確にすることは難しいが，02年10月に普通預貯金等へのペイオフが２年延期されたこともあり，

前年度みられた新規預入資金の分散化の動きが収まったこと，また多くの農協でキャンペーン等による貯金獲得への積極的な取組みを行ったこと等が影響している。なお，04年に入るとやや増加幅は縮小している。

当総研が実施している農協信用事業動向調査結果（04年６月実施）によると，ここ数年は農協貯金の増加額に占める農家の農業収入，農外収入，土地代金収入の割合が低下し，これらの財源に替わって他金融機関からの資金流入が貯金財源として重要になっている。03年度については増加額の26.0％を他業態からの預け替えによる資金で占めたが，その割合は02年度の42.1％から大きく低下している。

公金貯金については，02年３月末に前年比減少に転じた。地方公共団体が定期性預貯金に対するペイオフを契機に債券運用や借入を行っている金融機関に預貯金を集める等の対策を行ったことが影響している。その後も地方公共団体の税収の落ち込みにより，公金預貯金全体の減少が続き，農協の公金貯金についても減少で推移してきたが，04年に入ると減少幅が縮小し，04年５月末には増加に転じている。

(2)　一般貯金の地域別動向

一般貯金の地域別動向をみると（第４表），04年３月末の農協の伸び率は国内銀行と比べてすべての地域で上回っており，貯金残高が多い南関東，東海，近畿で高い状況にある。国内銀行では地域間の格差が目立ち，北関東，東山では前年比減少となっている。

農協の伸び率を03年３月末と比較すると，北関東を除く地域で伸び率が上昇して

第４表　地域別における農協一般貯金の動向

〈国内銀行個人預金〉

（単位　億円，％）　　（単位　％）

	残高	前年比増減額	前年比増加寄与率	前年比伸び率			前年比伸び率		
	2004年3月末	04.3	04.3	02.3	03.3	04.3	02.3	03.3	04.3
全国計	734,520	16,392	100.0	2.3	1.4	2.3	5.2	3.5	1.4
北海道	25,494	844	5.1	1.9	1.7	3.4	3.8	3.2	2.1
東　北	46,828	1,151	7.0	0.7	0.9	2.5	3.5	2.0	1.5
北関東	39,259	792	4.8	2.9	2.5	2.1	2.1	1.5	△　0.5
南関東	126,374	3,972	24.2	3.0	1.4	3.2	6.8	4.4	2.1
東　山	30,294	185	1.1	1.1	0.5	0.6	1.9	1.1	△　0.2
北　陸	47,875	509	3.1	2.4	0.5	1.1	1.7	1.8	0.8
東　海	134,846	3,572	21.8	3.5	2.3	2.7	4.1	2.8	1.1
近　畿	114,628	2,723	16.6	2.3	1.7	2.4	6.0	4.1	1.2
山　陰	12,243	139	0.8	1.4	0.8	1.1	5.3	2.3	0.2
山　陽	47,029	586	3.6	0.9	0.6	1.3	5.6	3.8	1.1
四　国	43,101	639	3.9	1.6	1.1	1.5	4.7	2.4	0.1
北九州	45,356	978	6.0	2.4	1.0	2.2	4.4	3.9	1.1
南九州・沖縄	21,193	303	1.8	△　1.0	0.4	1.5	4.0	2.2	1.4

資料　農協残高試算表，日銀ホームページ
（注）　　色網掛けは全国値を上回る地域。

いるが，国内銀行ではすべての地域で伸び率が低下している。

⑶　貯金種類・金額帯別動向

貯金種類別の動向については，02年度中は定期性預貯金へのペイオフにより，定期性貯金から流動性貯金へのシフトが生じ，流動性は伸び率が大きく上昇し，定期性は減少が続いた。

03年度に入ると流動性の増加幅は縮小している。また，定期性については減少幅が縮小し，03年５月末には前年比増加に転じており，ペイオフの影響による流動性シフトは収まったものとみられる。ただし，貯金増加額全体に占める定期性の割合は，04年３月末に25.5%となっており，定期性預貯金へのペイオフ前の01年３月末の56.9%から大きく低下している。したがって，流動性貯金の増勢はなお続いているといえよう。

定期貯金の預入期間，金額帯別の動向をみると，貯金残高の47.3%（04年３月末）を占める１年以上２年未満定期はペイオフ直前に減少に転じた。その後，03年３月末に増加へと転じ，年度上期にかけて増加幅が拡大したが，その後はやや増加幅が縮小している。

金額帯別には，１千万円以上の大口定期がペイオフの影響により減少で推移してきたが，03年度に入り減少幅が大きく縮小し，04年６月末に増加に転じている。公金貯金の多くが１年未満の大口定期として預けられていることから，公金貯金の動向が大口貯金の増減に影響しているものと考えられる。

4　個人等貸出金の動き

⑴　家計部門への貸出金動向

日銀の資金循環勘定によると，家計部門への貸出金残高（年度末計数）は，家計部門に含まれている個人向けの事業性資金が長期不況の影響により低迷していることから，01年３月末以降減少が続いており，04年３月末の伸び率は△2.0%となった（第５表）。

住宅貸付についてみると，住宅金融公庫の業務縮小により公的金融機関の残高は，

第５表　家計部門への貸出金の動向

（単位　兆円，%）

	残高		前年比増減額	前年比伸び率				
	2004年3月末	構成比	04.3	00.3	01.3	02.3	03.3	04.3
貸出金	3,283.4	100.0	△68.3	1.0	△0.2	△0.6	△0.3	△2.0
民間金融機関貸出金	2,463.0	75.0	10.7	0.6	△0.5	0.5	2.8	0.4
住宅貸付（a）	1,244.2	37.9	77.5	5.5	2.7	3.9	5.6	6.6
消費者信用	368.0	11.2	△10.9	3.1	0.9	3.8	△2.5	△2.9
企業・政府等向け	850.9	25.9	△56.0	△4.9	△4.3	△4.5	1.7	△6.2
公的金融機関貸出金	729.3	22.2	△78.0	2.7	△0.1	△3.3	△8.2	△9.7
うち住宅貸付（b）	584.1	17.8	△77.2	2.5	0.8	△4.9	△9.7	△11.7
住宅貸付合計（a+b）	1,828.3	55.7	0.4	4.2	1.9	0.2	△0.5	0.0

資料　第2表に同じ

01年６月末から前年比減少で推移し，伸び率は03年３月末の△9.7%から04年３月末の△11.7%へとマイナス幅が拡大している。

それに対して，民間金融機関は，住宅金融公庫の業務縮小分を獲得したことにより，同時期に5.6%から6.6%へと上昇している。持家新設に際しての民間金融機関の利用率をみると，99年度の40.0%から03年度の85.4%へと大きく上昇している。(注６)

また，住宅ローン減税の適用期限を控えた駆け込み需要や，金利の先高感から首都圏を中心に住宅の購買意欲が高まり，住宅ローン需要そのものが拡大したことも民間金融機関の増勢に影響している。(注７)

なお住宅貸付全体（公的金融機関，民間金融機関の合計）でみると，02年６月末以降，前年比減少で推移してきたが，民間金融機関の増勢により，03年９月末からは前年比増加となっている。

第４図　業態別個人貸出金の伸び率推移

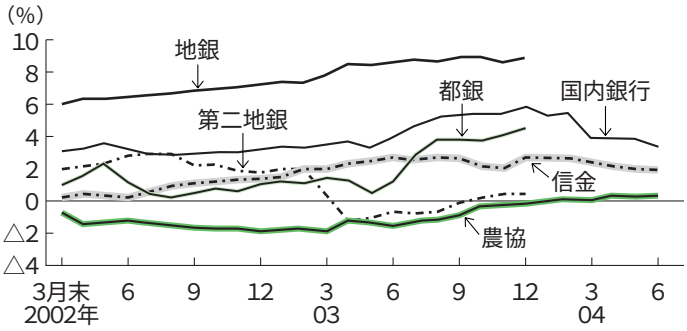

資料　第1図に同じ
（注）1　データは末残。
2　農協は貸出金から共済貸付,金融機関貸付･地公体貸付を除いた。
3　データの不連続等の状況は第1図の（注）2,3に同じ。

（注６）国土交通省ホームページによる。民間金融機関の利用率は新設の持家全体に占める割合。民間金融機関資金のみで建設されたもので，金額の大小に関係なく，一部でも住宅金融公庫資金を利用したものは含んでいない。

（注７）03年末に廃止予定だった住宅ローン減税は04年末まで延長されている。

⑵　他業態における個人貸出金の動向

個人貸出金の動向をみると，他業態の前年比伸び率はここ数年上昇基調にある（第４図）。企業向けの貸出は資金需要の低迷等により減少が続いていることから，個人向け貸出とりわけ安定的な収益が見込める住宅ローンを積極的に推進していることが影響している。

国内銀行の住宅資金の伸び率は，02年下期以降上昇し，03年12月末には8.6%となり，04年３月末はやや低下し6.9%となったが，個人貸出金全体に占める住宅資金の割合は04年３月末に８割を超えている。なお，消費者信用については残高の減少が続いている。

国内銀行，信金ともに04年に入ってから住宅資金の伸び率が低下している。住宅金融公庫からの借り換え需要がほぼ一巡し，また住宅金融公庫の業務縮小による民間住宅ローン市場の拡大が一段落したこと，さらに住宅購入者にとって雇用・所得環境の先行き不安が解消されないこと等が影響している。

５　農協貸出金の動き

農協貸出金（公庫・共済・金融機関貸付を除く）の前年比伸び率は，01年３月末にマ

イナスに転じ，残高の減少が続いてきたが，02年度下期から徐々にマイナス幅が縮小し，03年３月末の△1.1％から04年３月末の△0.2％となり，４月末からは前年比増加となっている。

貸出金の資金用途別の動向について，04年６月に当総研が実施した農協信用事業動向調査によると，04年３月末の残高構成比は，自己住宅，賃貸住宅を合わせた住宅関係資金が46.9％，生活資金15.8％，農外事業資金14.3％，県市町村・公社公団10.4％，農業資金8.1％となっている（第６表）。ここ数年は自己居住用住宅資金，賃貸住宅等建設資金が増加で推移し，02年からは県市町村・公社公団も前年比増加に転じている。

自己居住用住宅資金は伸び率が03年に比べて大きく上昇している。伸び率上昇の要因については，他業態と同様に住宅金融公庫の業務縮小分を獲得できたことに加えて，ＪＡグループで03年５月から全国統一商品として「ＪＡあんしん計画」の販売を開始し，返済期間最長35年，全期間住宅金融公庫より金利設定が低いという商品性が利用者に受け入れられたこと，さらには多くの農協で住宅ローン伸長のために，ローン相談会等の積極的な取組みを実施したことが影響している。

賃貸住宅建設資金は，組合員の相続対策として取り組まれてきたが，賃貸住宅需要が伸び悩んでいること，また組合員の相続税対策による貸家建設の減少により，02年以降伸び率は低下している。03年11月実施の農協信用事業動向調査によると，組合員が建設した貸家の空室率はここ数年上昇しており，組合員の建設した貸家の一部には採算が悪化しているものがでてきている。こうした状況のなかで，農協でも新規貸出に慎重となっていることが，伸び率低下に影響していると考えられる。

生活資金はここ数年残高の減少が続いている。農家経済の厳しい状況が続き，農家が家計費を切り詰める等の対応をしているなかで，借入を控えていることが影響して

第6表　農協貸出金の用途別残高の伸び率推移

（単位　億円，％）

	残高		前年比増減額	前年比増加寄与率	前年比伸び率				
	2004年3月末	構成比	04.3	04.3	00.3	01.3	02.3	03.3	04.3
貸出金合計	100,010	100.0	174	100.0	0.4	0.4	△0.7	△0.6	0.6
賃貸住宅等建設資金	26,231	26.2	262	315.3	4.5	1.3	5.3	3.7	3.2
自己居住用住宅資金	20,670	20.7	549	150.4	6.0	7.3	2.1	2.3	8.5
生活資金	15,796	15.8	△77	△44.1	△3.3	△3.7	△5.7	△0.3	△1.6
農外事業資金	14,346	14.3	△275	△157.6	△3.0	1.8	△1.9	△8.1	△6.1
県市町村･公社公団	10,430	10.4	66	37.6	△2.8	△4.8	△1.8	6.1	2.0
農業資金	8,076	8.1	△174	△99.6	△2.9	△2.8	△5.2	△9.9	△6.9

資料　農中総研「農協信用事業動向調査」
（注）1　前年比伸び率は各年度第1回調査結果による。回答農協数は,00年357組合,01年354組合,02年322組合,03年310組合,04年319組合。
2　貸出金合計にはその他の科目も含む。

いるものと思われる。

農業資金については，農家世帯の高齢化，農産物価格の低迷等から，農業資金への需要が引き続き低調な状況にあり，減少傾向が続いている。

6　おわりに

農協貯金は，普通預貯金へのペイオフが２年間延期されたために，前年度みられた新規預入資金の他業態への分散化の動きが収まったこと，さらに貯金獲得への積極的な取組みによる個人貯金の増勢により伸び率が回復した。都銀，地銀等では市場性金融商品の販売に注力していることもあり，個人預金の伸び率が低下している。預貯金獲得への取組スタンスの違いはあるものの，農協貯金の伸び率がほとんどの地域で上昇していることは，JAバンクシステムの構築等によって，利用者からの信頼が確保されている現れとみることができる。

今後は，05年４月の普通預貯金へのペイオフに向けて流動性預貯金に積み上がった資金の動向が注目される。既に02年４月の定期性預貯金に対するペイオフの際に，多くの大口預貯金者は分散化等の対策を実施しているものとみられる。したがって，一部に全額保護される決済用預貯金へのシフトはあるものの，02年ほどに大きく業態間の資金移動がおきる可能性はないように考えられる。

しかし，それは金融機関の経営に対する信頼性次第であり，仮に金融機関の経営に懸念が生じるような事態になれば資金の動きもでてくるものと考えられよう。また都銀，地銀等で積極的に販売している市場性金融商品への預貯金からのシフトについても，ペイオフを契機に起きる可能性があるため今後の動向に注意が必要である。

農協貸出金については，生活資金，農業資金の貸出が低迷するなかで，住宅関係資金なかでも自己居住用住宅資金の増勢により伸び率が回復している。

自己居住用の住宅ローンの増勢には住宅金融公庫の業務縮小分の獲得や借り換えが大きく影響してきたが，今後はそうした要因が剥落することにより，住宅ローン全体が大きく増加することは難しいと考えられる。

長引く不況の影響により，生活資金，農業資金については低迷が続くものとみられ，貸出金増加には住宅ローンの伸長が重要である。農協の基盤である農協組合員は勤労者世帯と比較すると持家比率が高いことから，今後は広く地域住民へのアプローチを図ることで新規顧客を獲得していくことが重要になってくるものと考える。

（研究員　長谷川晃生・はせがわこうせい）

2002年度の農協経営の動向

――組織・事業の現況と変化への対応――

〔要　　旨〕

1　農協の組織と事業の両面について，最近の変化とそれへの対応をまとめてみると，まず組織面における変化としては，正組合員および農協の基礎的な組合員組織である集落組織の減少テンポが速まっていることが注目される。これに対して，積極的な准組合員拡大策がとられていることもあって准組合員の増加率が高まっており，03年度には組合員全体で前年比増加に転じた。また集落組織の減少に加え集落機能が弱体化している地域もあり，これに対して，農協では，①これまで集落組織の担っていた機能を農協職員や新たな組織が代替する，②集落組織を活性化するなどの取組みが行われている。

2　一方，事業面をみると，主要事業の事業量は貯金を除き減少を続けている。また事業総利益は 02 年度に増益となったが，これは主に一時的要因によるものであり，減益基調が続いている。これに対して，人件費を中心にコスト削減が行われ，この結果 02，03 年度には事業利益が増益に転じた。また，顕著な経費削減に結びついてはいないが店舗統廃合の動きもみられる。さらに部門別損益計算が導入されたこともあり，部門別収支の均衡が各農協の重要な課題の一つとなっている。

3　これらの対応のなかで，今後の農協の組織・事業に大きく影響を及ぼす可能性があるものとして特に注目されるのは，①経営安定化のための主体的な取組みとして，農協がコスト削減や事業再構築を強力に進めていること，②集落組織や生産組織など組合員組織に農協が対応するという従来の組織・事業の方式に代わって，各組合員に農協職員が直接対応する方式がとられるようになっていること，③部門別損益計算の導入や機能特化店舗の増加など，農協各事業の採算性を明らかし，それを高める取組みがみられることである。

目　次

１　はじめに
２　組織の変化と対応
　⑴　正組合員の減少
　⑵　集落組織の減少傾向強まる
　⑶　准組合員の伸び率上昇
　⑷　集落組織の変化への対応
３　事業の変化と対応
　⑴　事業量の減少
　⑵　事業総利益の変化とその要因
　⑶　コスト削減の強化
４　むすび

１　はじめに

2003年10月のＪＡ全国大会をはじめとして農協系統では事業方式の見直しや体制整備を進める動きが強まっているが，こうした農協改革が急務であると広く認識されている背景には，近年の急速な農協収支の悪化があり，また組合員のニーズに農協が十分対応できていないという現状がある。

本稿では，こうした状況を踏まえて，農林水産省「総合農協統計表」を主たる資料として，02事業年度を中心に最近の農協の組織と事業の両面について，それらの変化の状況と変化への農協の対応という視点から取りまとめることとしたい。なお，02事業年度とは02年４月から03年３月末までに終了した年度であり，以下事業年度を年度と略すこととする。また，04年７月に全中「総合ＪＡ経営速報調査報告」（以下「経営速報」）が発表されており，この資料によって03年度までの動きを補っていく。また，当総研のアンケート調査結果「農協信用事業動向調査」（以下「動向調査」）なども必要に応じて紹介する。

なお，総合農協統計表は，総合農協（＝信用事業を営む農協）をほぼ網羅した調査であり，02事業年度は1,046組合を集計対象としている。一方経営速報では，項目によって集計数は異なるが，事業総利益の場合，集計対象は02年度955組合，03年度872組合と，総合農協統計表に比べ若干回答農協数は少なくなっている。また動向調査の調査対象はおおむね400組合である。

２　組織の変化と対応

⑴　正組合員の減少

総合農協の正組合員は1954年度の644万人をピークに減少基調を続け，02年度には516万人となった。一方54年度に70万人にすぎなかった准組合員はほぼ一貫して増加を続け，02年度には391万人となり，准組合員比率は43.1％まで上昇した。

やや詳しくみれば，この間の組合員数の増減状況は一様ではない。年率に換算した増減率の推移をみると（第１図），60～80年代には正組合員が徐々に減少したもの

の，准組合員がそれを上回って増加したため，組合員全体での増加率は１％程度でほぼ安定的していた。90年代になると正組合員の減少率が拡大し，准組合員の増加率が低下した結果，組合員数全体の伸びは低下に向かい，99年度以降02年度まで４年連続で組合員数全体では減少となった。しかし02年度，03年度には准組合員の増加率が上向き，03年度には組合員全体で再び前年比増加に転じた。

このように，02，03年度の組合員についての特徴的な動きは，正組合員の減少率が拡大していることと准組合員の増加率が高まっていることである。

地域別にみると，准組合員の増加率が全国平均より高いのは，近畿，北海道，東海，東山であり，これらは准組合員比率が比較的高い地域でもある。北海道を含め，四国，北九州など正組合員の減少率が高い地域でも准組合員の増加率は比較的高くなっている（第２図）。

第２図　組合員数の前年比増減率と准組合員比率（2003年度）

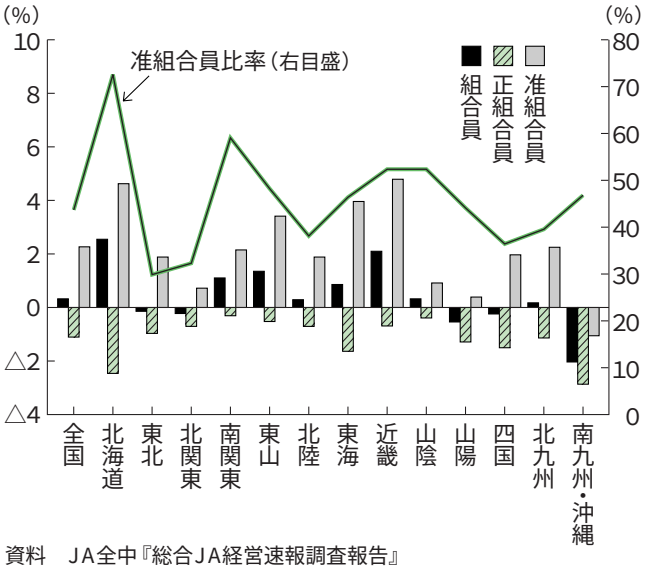

資料　JA全中『総合JA経営速報調査報告』

第１図　組合員数の年率増減率

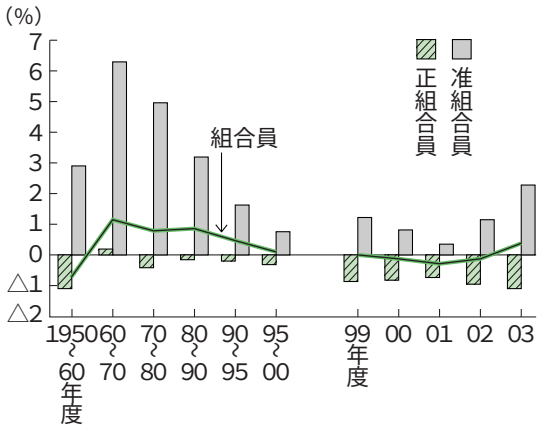

資料　農林水産省『総合農協統計表』,全中『総合JA経営速報調査報告』
（注）　03年度のみ全中資料による。

(2)　集落組織の減少傾向強まる

組織面の動きでもう一つ注目されるのは，集落組織の減少率が拡大する傾向がみられることである。

総合農協統計表によれば，「集落組織」とは，農家が生産面，生活面で共同しあっている集落単位の農家集団で，集落（農事）実行組合，農家組合，農業改良組合等の名称で呼ばれているものである。この集落単位の組織がそのまま農協の基礎的な組合員組織となっている。

80～90年度の10年間における集落組織の減少率は1.6％減と小幅な減少にとどまっていたが，90～00年度には8.4％減，92～02年度には10.4％減と減少幅は大きく拡大し，また正組合員戸数の減少幅を上回るものとなった（第１表）。

集落組織の減少は，集落そのものの減少

第1表　農協の集落組織数と農業集落

（単位　戸，組織，集落　%）

		正組合員戸数	集落組織数	農業集落数	実行組合のある農業集落数	実行組合のある農業集落比率
実数	1980年度	5,088,348	205,987	142,377	123,707	86.9
	90	4,858,831	202,615	140,122	118,333	84.4
	00	4,573,809	185,512	135,163	106,898	79.1
	02	4,495,922	179,971	-	-	-
増減率	90/80	△4.5	△1.6	△1.6	△4.3	△2.8
	00/90	△5.9	△8.4	△3.5	△9.7	△6.3
	02/92	△6.5	△10.4	-	-	-

資料　農林水産省『総合農協統計表』『世界農林業センサス』
（注）　正組合員戸数,集落組織数は『総合農協統計表』による事業年度末現在のデータ。農業集落数,実行組合のある農業集落数,実行組合のある農業集落比率は『世界農林業センサス』による2月1日現在のデータ。

幅が拡大したことと，集落は存続しているものの集落組織のない集落の割合が高まっていることによるものであり，次にみるように後者の寄与がより大きい。

すなわち，農林水産省「世界農林業センサス」の農業集落調査によれば，80～90年の間の農業集落の減少率は1.6%にすぎなかったが，90～00年には3.5%と２倍以上となった。加えて実行組合（総合農協統計表でいう集落組織とほぼ同義）のある農業集落の比率が90年の84.4%から00年には79.1%へと，10年間で6.3%減少（5.3ポイント低下）したため，実行組合のある農業集落数の減少率は90～00年には9.7%となり，農業集落の減少率を大きく上回った。

農業集落の減少率が拡大した要因については，「都市部を中心とする混住化に起因するものと，中山間地域における高齢化・過疎化に起因するものとが混在し，発現しているとみてよいだろう[注]」との分析がある。

では，農業集落が存続するなかで集落組織が減少していることは何によるのであろうか。地域別にみると，山陽，山陰，南九州など１集落当たりの農家戸数や販売農家戸数が少ない地域で，実行組合のある集落比率は低く，また実行組合数の減少率も高い傾向がみられる（第３図）。さらに詳細な分析が必要ではあるが，過疎化や高齢化によって農家戸数が急速に減少した集落では，集落の消滅に先行して集落組織が消滅していることが集落組織減少の要因の一つと考えられる。

（注）橋詰（2004）「農業センサスにみる農業集落の減少とその要因」両角和夫他『農業集落の崩壊過程に関する研究』19頁による。

(3)　准組合員の伸び率上昇

正組合員数の減少幅が拡大している一方，先にみたように准組合員数の伸びは拡

第3図　実行組合のある農業集落比率と集落当たり農家数（2003年度）

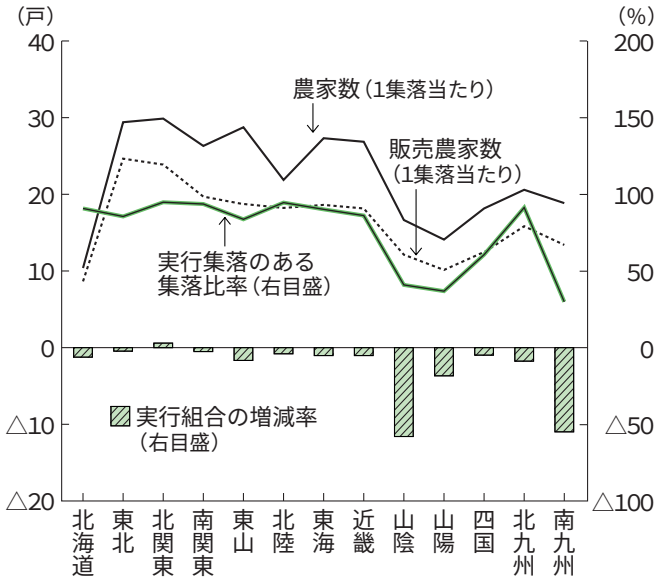

資料　農林水産省『世界農林業センサス』

大している。

「動向調査」（03年11月実施）では，最近数年間の准組合員の加入理由について第１位から第３位までを聞いているが，うち第１位の理由として最も多かったのが「資金の借入れ」であり，全体の85.7%を占めている。農協による信用事業，特に最近の住宅ローンを中心とした貸出増強への積極的な取組みが准組合員の増加につながっているものと考えられる。

また，同調査によれば，准組合員の積極的拡大策を実施している農協は１割程度あり，積極的拡大策を「実施」「予定」「検討中」の農協を合わせると全体の45.8%にのぼる。利用者に対して准組合員加入を勧める場合には，出資配当や利用高配当，事業利用における優遇など組合員になることによる有利性のPRや個別訪問などが行われている。正組合員の減少に対応して出資増強，組合員基盤の拡大をはかるため，また員外利用規制遵守のためにも，利用者の准組合員化が進められているとみられ，こうした准組合員拡大策も，最近における准組合員拡大の要因の一つと考えられる。

⑷　集落組織の変化への対応

集落組織は，農協の組織運営及び事業推進の両面での農協の地縁的な基盤である。集落座談会などを通じて農協に対する組合員の意思反映や意見集約を行う最小の単位であり，総代や理事という組合員代表者の選出母体となっているところが多い。また，農協からの情報の伝達は集落組織の組合長を通じて行われることが多かった。事業推進のうえでも，共済の推進，生活購買や生産資材購買の予約の取りまとめ，配達も集落組織を通じて行われてきた。

しかしながら，前述のとおり集落組織のない地域が増加しており，また集落組織の消滅に至らなくてもこれまで果たしてきた役割が機能していない農協も一定程度みられる（第２表）。

このような変化に対し，農協がとっている対応は大きく２種類に分けることができる。

第１に，これまで集落組織が担ってきた機能を農協職員や新たな組織などが代替する動きである。職員が月１回定期的に組合員宅を訪問している農協のケースはよくみられるが，これは，広報誌を組合員に手渡す，組合員の意見を聞くなど職員による直接的な情報収集と伝達の機会となっている。また，渉外担当者が直接購買の予約や注文対応を行うことが増えている。組合員

第２表　集落組織に期待された役割が現状機能しているか

（単位　%）

	役割発揮している	役割発揮していない	無回答
総代候補者の基礎組織としての役割	71.6	13.9	14.5
役員候補者の基礎組織としての役割	88.2	11.8	0.0
JAの連絡事項の伝達・回覧を行う上での役割	95.9	4.1	0.0
事業推進上の基礎組織としての役割	72.8	27.2	0.0
組合員の意志反映組織としての役割	85.3	14.7	0.0

資料　全中『JAの活動に関する全国一斉調査 調査結果報告書』
（注）　調査時点02年4月1日。

との接点として，集落の代表者とは別に，利用者モニターや事業協力委員などを置いている農協もある。

第２に，集落組織を生かして現状に対応させるための取組みも行われている。「動向調査」（02年11月実施）によれば，混住化が進むなかで，集落組織の対象として正組合員だけでなく准組合員を含んでいる農協は全体の４割にのぼっている。また，なるべく多くの組合員が出席できるようにと集落座談会を従来にくらべ小さな単位で開催する，夜間に開催するなどの例もある。さらに集落組織の活性化のために集落組織の抜本的見直しに取り組む農協もでてきた。

第3表　事業量の推移

（単位　億円，％）

	金額	前年比増減率				増減率
	2002年度	99	00	01	02	02/95
貯金残高	747,676	1.7	2.5	2.1	1.3	9.9
貸出金残高	214,363	0.5	△0.5	△1.4	△0.9	10.1
長期共済保有契約高	3,829,004	△0.1	△0.3	△0.6	△1.2	2.7
購買事業供給・取扱高	37,996	△2.8	△2.6	△4.1	△4.9	△23.5
生産資材	24,903	△1.9	△0.6	△3.4	△4.3	△18.3
生活物資	13,093	△4.5	△6.0	△5.4	△6.0	△31.7
販売事業販売・取扱高	47,351	△5.1	△3.9	△4.8	0.5	△19.8

資料　農林水産省『総合農協統計表』

3　事業の変化と対応

(1)　事業量の減少

最近の農協の事業面での特徴は，主要部門の事業量が総じて減少していることと，90年代後半以降事業総利益，事業利益の悪化が続いてきたが，02年度には事業総利益，事業利益ともに増益に転じたことである。以下では事業総利益の悪化傾向が明確になった90年代後半以降の動きを把握するために，事業量，事業総利益等について，年度間の比較とともに95年度との比較をみることとする。

まず，事業量の推移についてみると，第３表のとおり，99～02年度における主要部門の事業量は貯金を除き総じて前年比減少となっている。部門ごとに減少に転じた時期とその減少テンポは異なっており，購買事業取扱高は10年連続で減少し，販売事業取扱高は01年度まで５年連続で減少した。一方，長期共済保有契約高は99年度に減少に転じたのち４年連続で減少，貸出金残高は３年連続で減少している。

また，02年度の事業量を95年度と比較すると，貸出金と長期共済保有契約高はプラスであるのに対して，購買事業取扱高と販売事業取扱高は二けたの減少と，信用・共済事業と経済事業とで事業量の落ち込みの程度は異なっている。

(2)　事業総利益の変化とその要因

次に，事業総利益についてみると，01年度の事業総利益は95年度に比べ3,572億円減少したが，このうち信用事業の寄与率が64.5％，購買事業の寄与率が35.4％と，ほぼ100％両事業の事業総利益減少によるものである（第４表）。

その後02年度には４年ぶりで事業総利益は増加に転じたが，事業総利益が210億円増加したのに対して信用事業総利益の増加

第4表　事業総利益の増減内訳

（単位　億円，%）

	実数	増減額		増減寄与率		増減率	
	2002年度	01−95	02−01	01−95	02−01	02/01	03/02
事業総利益	21,282	△3,572	210	100.0	100.0	1.0	△2.2
信用	7,459	△2,306	442	64.5	210.7	6.3	△1.3
共済	5,744	70	△49	△2.0	△23.3	△0.8	△1.8
購買	5,048	△1,264	△260	35.4	△124.1	△4.9	△5.1
販売	1,349	△193	23	5.4	10.9	1.7	3.4
農業倉庫	252	△70	14	2.0	6.7	5.9	△12.0
加工	232	1	△18	△0.0	△8.8	△7.3	
利用	869	16	△7	△0.4	△3.1	△0.7	
宅地等供給	131	△18	△12	0.5	△5.6	△8.2	△0.4
その他	493	145	54	△4.1	25.6	12.2	
指導事業収支差額	△295	46	23	△1.3	10.8	△7.1	

資料，（注）とも第1図に同じ

および販売事業総利益の減少は各取扱高の減少によるものである。一方，02年度については，信用事業総利益は利益率の上昇を中心に前年比6.3%増加，購買事業総利益は取扱高減少により同4.9%減少，販売事業は取扱高，利益率とも増加し，事業総利益も1.7%と小幅ながら増加した。

額は442億円とその２倍以上であり，購買事業総利益の減少額260億円も大きく上回っており，信用事業の回復が事業総利益回復の主因であることがわかる。

さらに，信用，購買，販売の３部門について，事業総利益の変化が事業量の変化によるものか，利益率の変化によるものかをみたのが，第５表である。利益率は事業総利益を事業量（資産や取扱高）で割って算出した。これによれば，95年度と01年度の比較では，信用事業総利益の減少は利益率の減少によるものであり，購買事業総利益

第5表　部門別事業総利益・事業量・利益率の増減率

（単位　%）

		01/95	02/01
信用事業	総利益（a）	△24.7	6.3
	信用事業資産（b）	5.6	1.3
	総利益率（a/b）	△28.7	4.9
購買事業	総利益（c）	△19.2	△4.9
	供給・取扱高（d）	△19.6	△4.9
	総利益率（c/d）	0.4	0.0
販売事業	総利益（e）	△12.7	1.7
	販売・取扱高（f）	△20.2	0.5
	総利益率（e/f）	9.4	1.2

資料　第3表に同じ

次に，信用事業総利益の増減の内訳を各収支尻によってみると，95〜01年度の減少額中最も影響が大きいのは貸倒引当金繰入の増加や貸出金償却等不良債権処理のコストを含む「その他信用事業経常収支」の悪化であり，これが信用事業総利益全体の減少額中46%を占めている。次いで債券売却損益等の「その他信用事業直接収支」の赤字拡大が33%，また資金収支の悪化も21%を占めている。一方，02年度に信用事業総利益が増益に転じたのは，01年度に赤字が大幅に拡大した「その他信用事業直接収支」の赤字縮小が主因であり，このうち改善幅の大きな６県分で赤字縮小の９割を占めている。また「その他信用事業経常収支」の赤字幅は縮小しているものの，資金収支の黒字は引き続き縮小し，事業総利益のマイナス要因となっている（第６表）。

資金収支は99年度以降４年連続で黒字幅が縮小しているが，貯金残高と借入金残高の合計はこの間小幅ながら増加を続けている一方で，資金利ざやは98年度の1.31ポイ

第6表　信用事業総利益とその内訳

（単位　億円，%）

		事業総利益（参考）	信用事業総利益				
				資金収支(※)	役務取引等収支(※)	その他信用事業直接収支(※)	その他信用事業経常収支(※)
金額	95年度	24,645	9,323	9,080	165	330	△253
	96	23,912	8,587	8,648	145	260	△466
	97	23,038	8,137	8,949	152	174	△1,139
	98	23,044	8,357	9,239	156	76	△1,115
	99	22,453	7,989	9,232	159	26	△1,428
	00	21,904	7,720	8,817	176	△22	△1,252
	01	21,073	7,017	8,587	178	△435	△1,312
	02	21,282	7,459	8,331	192	△22	△1,042
増減額	01−95	△3,572	△2,306	△494	13	△765	△1,060
	02−01	210	442	△255	14	413	270
寄与率	01−95	-	100	21	△1	33	46
	02−01	-	100	△58	3	93	61

資料　第3表に同じ
（注）　※は以下の式により算出。
資金収支＝資金運用収益−資金調達費用
役務取引等収支＝役務取引等収益−役務取引等費用
その他信用事業直接収支＝その他事業直接収益−その他事業直接費用
その他信用事業経常収支＝その他経常収益−その他経常費用

債権処理にかかるコストの拡大はピークを超えた感がある。しかしながら，02年度の信用事業総利益回復は01年度の数県における大幅な債券関連損失の反動によるところが大きく，資金収支の悪化傾向は続いていることからも，信用事業総利益およびそれを主因とした事業総利益の回復は一時的なものとみられる。「経営速報」によれば03年度の信用事業総利益は前年比1.3%減，事業総利益同2.2%減と再び減益に転じている。

ントをピークに02年度には1.10ポイントまで低下しており，資金収支の悪化は資金利ざやの縮小による。そして，超低金利が長期化しているなかで過去の比較的高利回りの貸出金や有価証券が減少した結果，貸出金利回りと有価証券利回りが低下していること，および貯貸率の低下が利ざや縮小の主な要因とみられる。

まとめてみると，その他信用事業経常収支の赤字はピークであった99年度に比べ02年度には400億円程度縮小しており，不良

(3)　コスト削減の強化

このような事業量，事業総利益の減少傾向に対応した動きとして，最近目立っているのが事業管理費の減少幅拡大にみられるコスト削減の強化である。

90年代後半以降，事業総利益は減少基調で推移しているが，01年度までは事業総利益の減少率に比べ事業管理費の減少率は総じて小幅であった。この結果，事業総利益から事業管理費を差し引いた事業利益は95年度の1,904億円から01年度には261億円に

第7表　事業総利益,事業管理費,事業利益,事業管理費比率

（単位　億円，%）

		1995年度	96	97	98	99	00	01	02	03
金額	事業総利益	24,645	23,912	23,038	23,044	22,453	21,904	21,073	21,282	-
	事業管理費	22,741	22,574	22,395	22,046	21,898	21,479	20,812	20,120	-
	事業利益	1,904	1,338	643	998	556	425	261	1,162	-
前年比	事業総利益	2.9	△3.0	△3.7	0.0	△2.6	△2.4	△3.8	1.0	△2.2
	事業管理費	2.5	△0.7	△0.8	△1.6	△0.7	△1.9	△3.1	△3.3	△3.7
	事業利益	7.8	△29.7	△52.0	55.2	△44.3	△23.5	△38.6	345.2	24.2
事業管理費比率		92.3	94.4	97.2	95.7	97.5	98.1	98.8	94.5	93.1

資料,（注）とも第1図に同じ

第4図　02年度の事業管理費（前年比）と01年度の事業管理費比率

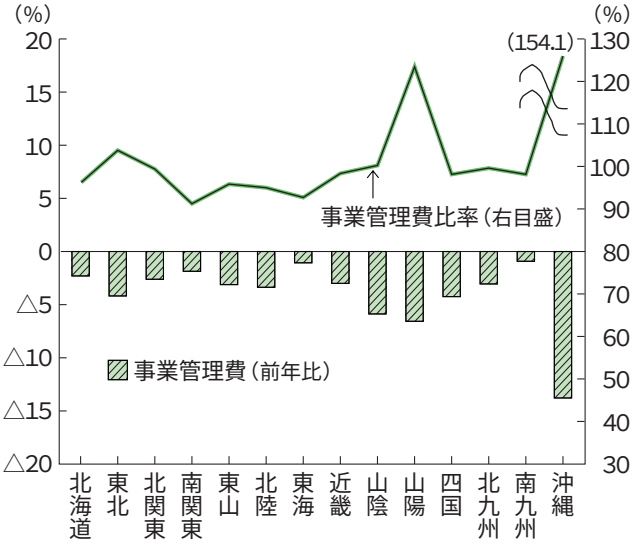

資料　第3表に同じ

まで減少し，また収益に占めるコストを表す代表的な指標である事業管理費比率（＝事業管理費／事業総利益）は95年度の92.3%から01年度には98.8%まで上昇した（第７表）。

しかし，02，03年度についてみると，（03年度は経営速報による）事業管理費の減少幅が02年度3.3%，03年度3.7%と拡大している。02年度の事業利益は，事業総利益が増益となったことと事業管理費の減少幅が拡大したことにより345.2%と大幅な増益となり，03年度については事業総利益が減少に転じたにもかかわらず，それを上回る事業管理費の削減により事業利益は同24.2%増と増益となった。

地域別にみると，事業管理費が大きく減少している地域は，事業管理費比率の高い地域とほぼ一致しており，収支の悪化がコスト削減を進める主因となっていると考えられる（第４図）。

a　人件費の削減

事業管理費の８割を占める人件費が，事業管理費減少の中心である。人件費は02年度に前年比3.6%減，03年度は同4.3%減と事業管理費全体の減少率を上回る減少幅となっている。

人件費の削減については，まず正職員を常傭職員や臨時・パート職員に代替する動きがみられる。この結果，02年度には職員（正職員，常傭職員，臨時・パート職員の合計）に対して常傭職員は16.1%，臨時・パート職員は13.2%を占めるにいたった。また，01年度まで増加を続けていた臨時・パート職員が，02年度には減少に転じており，臨時・パート職員を含めて職員数全体を抑制する動きに転換したものとも考えられる（第５図）。

さらに，正職員一人当たりの給与についてみると，年間賞与額は95年度をピークに

第5図　農協職員数の前年比増減

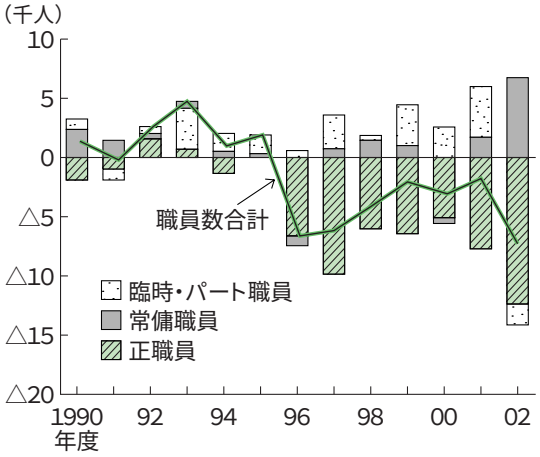

資料　第3表に同じ
（注）　職員数合計は正職員,常傭職員,臨時・パート職員の合計。

減少基調であるが，月間平均給与額（各年９月末）は01年度まで増加を続け，02年度に初めて前年比減少に転じた。

このように，人件費全体の削減傾向が強まっているが，02年度にはこれまで増加してきた臨時・パート職員数と正職員一人当たりの毎月の給与も減少に転じるなど，より広い範囲で人件費削減につながる動きが行われるようになっている。

また，職員数は，正職員（常傭雇用を含む）も臨時・パートを含む職員数全体でも共済部門のみが増加しており，労働生産性が相対的に高い共済事業への職員のシフトが顕著である。

b　店舗統廃合

一方，人件費以外の事業管理費の減少率は02年度は前年比2.6％減にとどまった。うち店舗や施設の減価償却費用が含まれる施設費は0.9％減と減少幅はより小幅なものとなっており，人件費に比べると店舗や施設関連の経費削減は遅れているといえよう。

しかし，データからは店舗統廃合が徐々に加速している様子がみられる。

02年度における農協の本所は1,053か所，うち支所は11,471か所，出張所は1,614か所，またうち信用事業を行っている本所は996か所，信用事業を行っている支所，出張所等の出先機関は12,419か所である。

02年度の特徴は，支所数が前年比512か所減少，前年比4.3％減とこれまでになく大幅に減少していることであり，それとともに出先機関のうち信用事業を営む店舗数も4.2％と同程度の減少率となった（第６図）。

第6図　本支所別店舗数（前年比増減）

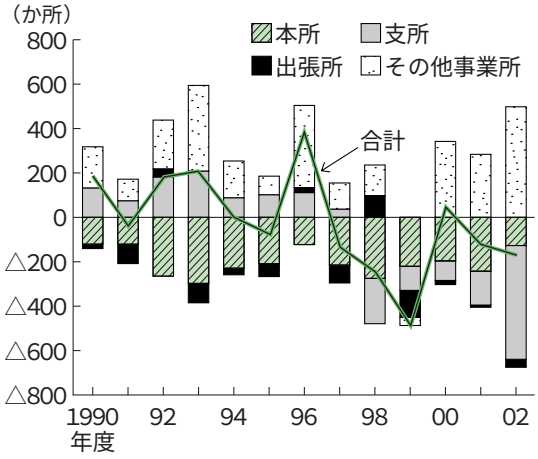

資料　第3表に同じ

また，本支所別の職員数をみると，01年度までは合併によって本店が統合されるのに伴って本店の職員数が減少するのに対して，支店の職員は増加あるいは小幅な減少にとどまっており，01年度には支店の職員数は微増であった。それが02年度は前年比2.0％と比較的大幅な減少となった。

「動向調査」（03年６月実施）によれば信用事業店舗削減のきっかけは「合併効果発現のための店舗再編」という回答が５割以上を占めており，また，近年，合併後店舗再編までの期間が縮小するという傾向がみられる。収支の厳しさが増していることが，合併後短期間で店舗統廃合の実施を促していると考えられる。

また，同調査によれば，店舗の統廃合とともに店舗機能見直しとして，「基幹店舗への機能集中による一部店舗の機能簡素化」「信用事業店舗とその他事業店舗の分

離」なども行われている。信用，共済，経済事業を複合的に行っていたこれまでの総合店舗中心の店舗展開から，信用事業特化店舗，営農経済センター，購買店舗など機能を特化した店舗を主軸とする店舗戦略への転換が進んでいる。

c　新たな部門別損益計算の導入

従来，信用・共済事業の黒字で経済・指導事業の赤字を補ってきた農協が多数あった。しかし，前述のとおり，不良債権処理や資金収支の悪化により信用事業収支は悪化し，また共済事業についても事業量，事業総利益とも減少しており，赤字部門を放置したまま将来的にも信用・共済事業で収支全体を支えることは難しい状況となっている。

こうしたなかで，03年の信用事業命令および事務ガイドラインの改正によって，事業区分が改正されるとともに共通管理費や営農指導事業収支も各部門に配賦することとなった。これは部門ごとの損益を明確にし，各部門特に赤字部門の問題点や改善方向を把握することを目的としたものであり，この新たな方式に基づいた部門別損益計算が04年３月期決算から農協に導入された。「動向調査」（04年７月実施）によれば，03年度決算では８割の農協が部門別損益計算を実施した。

4　むすび

これまでの分析を要約すると次のようにまとめることができる。

まず，組織面の変化としては，正組合員数の減少と准組合員の増加，また集落組織の減少がそれぞれ強まっていることがあげられる。

正組合員の減少は90年代後半から顕著となり，この結果組合員数全体も99年度以降４年連続して減少となった。これに対して准組合員の伸び率は02，03年度と拡大しており，03年度には組合員数全体でも前年比増加に転じた。これは，貸出等信用事業への積極的な取組みや准組合員拡大策がとられたことによるものとみられる。

集落組織については，農家の減少や混住化が進展するなかで集落組織数の減少テンポが速まっており，また集落機能が弱体化している割合も高いとみられる。これに対して，従来集落組織によって担われてきた機能の農協職員による代替や，集落組織の活性化のための取組みなどが行われている。

事業面では，事業量の減少と収益の悪化基調が続いている。90年代末からは共済事業の事業量も減少に転じるなど貯金を除くほぼすべての主要事業で事業量が減少しており，また信用事業，購買事業を中心に収益の悪化基調が続いている。

これに対して，人件費を中心に事業管理費の削減傾向が強まっている。また経費削減にはなかなか結びついていないが，ＪＡバンク中期戦略や全中による店舗再構築戦略に先駆けて，店舗再構築の動きが加速している。さらに，赤字部門の問題点の把握

や収支均衡のために新たな部門別損益計算が導入された。

こうした対応のうち，特に注目されるのは以下の３つの点である。

第１は，経営安定化のための農協の主体的な取組みとして，コスト削減やリストラがこれまでになく強力に進められはじめたことである。職員数が削減され給与も減少に転じるなかで，比較的労働生産性の高い共済事業への職員のシフトが進められている。特に事業管理費比率が100％を超えるような地域では大幅な事業管理費の削減が行われていることからみても，収支の悪化がコスト削減を進める主因となっていることがわかる。これまで店舗統廃合にはかなりの時間とエネルギーが必要といわれてきたが，最近では合併後比較的短期間で店舗統廃合に着手できるようになっているのは，やはり厳しい収支の状況を反映したものと考えられる。

第２は，集落組織の弱体化や，准組合員比率の上昇などによる組合員ニーズの多様化を背景に，集落組織や生産組織に代表される組合員のグループに農協が対応するという従来からの組織・事業の方式にかわって，各組合員に渉外担当者などの農協職員が直接対応する方式がとられることが多くなっていることである。

第３は，部門事業別の採算性を明確にするとともにそれを高めるような取組みがとられていることである。これまでは信用・共済事業の黒字で経済・指導事業の赤字を埋める農協が多く，総合事業全体として収支が考えられてきた面が強かった。しかし，近年信用・共済事業収支についても悪化する状況のなかで新たな部門別損益計算が導入されるなど，部門別収支の均衡が各農協の重要な課題となっている。また，店舗再構築のなかでは，信用事業特化店舗や営農経済センターが設置されるなど機能特化型の店舗が多く作られるようになっている。

こうした新しい動きが，農協の変化の方向にどのように影響を及ぼしていくのか，注目していきたい。

（主任研究員　斉藤由理子・さいとうゆりこ**）**

談話室

国際化・少子高齢化のベクトル

国際化から

中国の急速な経済発展の中で日中の経済的な交流が深まっている。日本の企業がバスに乗り遅れまいとばかりに中国へ投資し，中国からの開発輸入も増大している。私は，サッカーのアジア大会における中国の日本に対するブーイングに驚かされる。戦後59年経つのに，中国の幼子までが「日本が中国を侵略したからだよ」と言ってのける。私は，もう25年程前から４～５年ごとに中国を訪問していて，今年も秋に山東省を訪問する予定である。中国には信頼のおける人間的に立派な友人がいる。しかしその一方で，私は，中国社会を複眼的視点で捉えなければ本当のことを理解できないと再び思い知らされる。両国の国益を尊重した友好のベクトルが望ましいのだが･･･。

米国をみれば，相変わらず日本からの工業製品が大量に輸出されている。私が米国へ客員研究員として留学したのは，18年も前のことで五大湖周辺の街の廃墟化と失業者数の増加を目の当たりにした。日本からの工業製品輸入と日本への農産物輸出とを秤（はかり）に掛ければ，D.リカードウの比較生産費説どおりにはいかない。

ただ，貿易によってドルが日本へ流れた後に再び米国に還流するようになる。ここ10年程日米貿易摩擦問題がエスカレートしないのは，そのためである。米国では，ミクロ経済的にみて消費生活をエンジョイし，マクロ経済的にみて貿易収支黒字国からのドルの還流で資金不足を緩和する。それに対して，日本では，ミクロ経済的にみて働きすぎにより生活を犠牲にしながら，マクロ経済的にみてもドルが米国へ還流して米国の経済発展に貢献している。日本の生活視点からの内需拡大というベクトルが依然として大切であるのだが･･･。

日本内部から

日本は，今後少子高齢化・人口減少が急速に進む。急速な高齢化とその後の人口減少は，ともに第１次ベビーブーマー数の動きが影響している。少子化は，出生率の低

下が原因。少子高齢化・人口減少は，生産年齢人口の減少を引き起こし，その分GDPの伸びを押し下げる。高齢者数の増加は，限られた年金収入のほとんどを輸入品を含めた商品の消費にまわすので貯蓄率の低下につながり，貿易収支の黒字額を減少させる。生産年齢人口の減少は，労働生産性の向上が課題になるが，そのために技術進歩のほかに開発輸入によって商品を安く仕入れ，それを国内で高く売ることであろうか。私は，この注目される第１次ベビーブーマー世代であって社会・経済に大きな影響を及ぼす年齢層であるだけに少子高齢化・人口減少問題が気になるのである。

さて，この少子高齢化・人口減少の財政・金融に及ぼす影響としてどのようなことが考えられるのであろうか。まず財政に関しては，年金負担増大の影響から厳しいものとなる。金融に関しては，貯蓄率の低下が金融機関の資金調達を制約する。

つぎに，少子高齢化・人口減少の農業に及ぼす影響を考えてみよう。需要の主な変化要因は価格，所得，嗜好であるが，そのほかに食料に関してみれば必需品的な性格から人口変化の影響が大きい。人口の減少は，確実に食料消費を低下させる。そのうえで発展途上国からの食料の開発輸入がさらに進めば，食料自給率の急速な低下というベクトルが働く。

少子高齢化・人口減少の農村に及ぼす影響は，少子高齢化の程度の最も高まる都市部の高齢者が農村へ押し寄せるというベクトルを示す。第１次ベビーブーマーのＩターン，Ｕターンによる農村居住高齢者数の増加は，健康維持と生活防衛のための農園需要を高める。これを収穫の喜びの実感可能な農的福祉として位置づけることができる。この影響は大きく，生活における農の社会的役割を高める。ＪＡは，この農的福祉（地域社会への関与）のベクトルにどのように関わるのであろうか，ソフト事業が重要視される今後10年程度の長期視点から自らの足元をみつめ直すこともまた大切なことである。

（東京農業大学教授　日暮賢司・ひぐらしけんじ**）**

野菜流通における契約出荷と市場出荷

〔要　　旨〕

1　農協と農業法人（ここでは，野菜を生産・出荷している法人に絞っている）の，野菜販売における，実需者（量販店，外食，加工業者等）との契約取引に対する取組みを比較したアンケート調査によれば，農協での契約取引の実施割合は農業法人に比べて低く，販売金額に占める契約取引の割合が，農協では２割未満が圧倒的に多いのに対し，農業法人では８割以上契約取引という回答割合が，全体の４割強を占めるという著しい相違がある。

2　農協と農業法人における聞き取り調査によって，その相違の背景を考えると，農協が実需者との間で契約取引を行う場合，契約に参加する農家に対する契約意識の徹底化，市場出荷との間でのチャネル管理，事務コストやデリバリーコストをまかなう手数料確保や効率的なデリバリー体制構築，市場決済とサイトが異なる場合の対応，与信管理体制の整備等，といった，対処が迫られる問題があることが分かる。その結果，農協で行われている実需者との契約取引は，決済や与信管理，デリバリーコスト等の面で制約が小さい市場を通じた契約である予約相対取引が多いとみられ，農協の出荷先としては，依然として卸売市場出荷が重要な経路となっている。

3　その卸売市場流通には，今後大きな変化が見込まれる。もともと，生鮮食料品等について卸売市場制度が設けられたのは，生鮮食料品等が，日々の生活に欠かせないものである一方，生産が自然条件に依存していて生産者が総じて小規模等，全体的な需給調整が難しいことを背景としている。しかし野菜における需要に応じた生産は，技術進歩等によって，その難しさが低減してきた面もあるとみられ，そのような供給サイドの変化も，卸売市場を経由しない実需者との契約取引を促してきたと考えられる。

4　公的規制によって，卸売業者，仲卸業者の業務内容に制限のある中で，卸売市場経由率の低下が，市場を運営する卸売業者，仲卸業者の経営悪化につながってきた。しかし2004年６月の卸売市場法改正によって，卸・仲卸業者の業務範囲が拡大し，特に卸売業者の買付集荷自由化は，卸売市場の枠組みを変えるものと考えられる。今後，卸売業者の卸売手数料への依存度が低下してくれば，出荷者の利益を最大限優先するという卸売業者の姿勢にも変化が生じる可能性がある。

5　農協が実需者と野菜の契約取引に取り組む場合，対処しなければならない様々な課題があるものの，卸売業者の市場における機能変化の可能性を考えれば，農協にとって，実需者との直接・間接のつながりを増やして，より強化していくことは，今後ますます重要になってくると考えられる。

目　次

はじめに
1　産地における野菜契約取引の実情
⑴　A農業法人の事例
⑵　契約意識と作付け，出荷調整
⑶　需給調整とブランド価値の維持
⑷　中間業者の機能
⑸　契約販売にかかわるコストと手数料
⑹　決済サイト，与信管理
2　卸売市場の原則，現状及び展望
⑴　卸売市場制度の概要と取引原則
⑵　卸売市場の存在意義
⑶　卸売市場をめぐる公共性と民間業者の収益性
⑷　卸売市場における代金決済の仕組みとその現状
⑸　2004年６月の卸売市場法改正の意義
3　まとめ

はじめに

野菜の流通において，卸売市場経由率が低下し，市場外流通の比率が高まる傾向にある（第１図）。この背景には，輸入野菜や加工品需要の増加といった要因もあるが，直売所や，産地が実需者（量販店，外食，加工業者等）との直接・間接の契約のもと，市場外での販売に取り組むといった流通経路の多様化もあるとみられる。

第1図　野菜販売の卸売市場経由率の推移

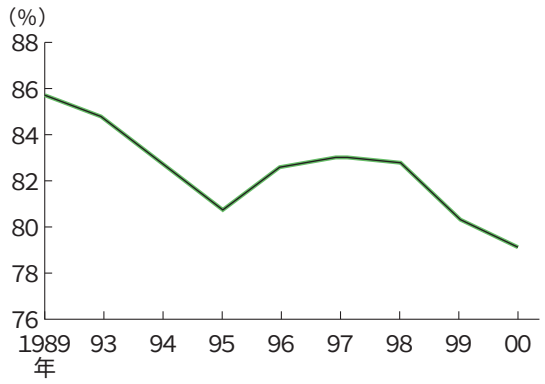

出典　農林水産省食品流通局「卸売市場データ集」
原資料　農林水産省「食料需給表」等

産地と実需者との契約取引（販売先と品目，価格，数量，出荷方法等を事前に取り決めておく取引のこと）は，私的なものであるため，その全体を把握することは困難だが，農協と農業法人（ここでは，野菜を生産・出荷している法人に絞っている）の，野菜の契約取引に対する取組みを比較したアンケート調査によれば，農協での契約取引の実施割合（第１表）は農業法人（第２表）に比べて低い。販売金額に占める契約取引の割合に関しては，農協では２割未満が圧倒的に多いのに対し，農業法人では８割以上契約取引という回答割合が全体の４割強を占めるという著しい相違がある。

また，契約取引に関する聞き取り調査によれば，農協の契約取引は，卸売市場に出荷する野菜の一部に対して，特定の実需者との間で価格や数量，出荷時期を事前に決めておく，いわゆる予約相対取引(注1)という形が多く，市場外の契約取引はまだ限定的にしか行われていないという印象を得た。

第1表　野菜販売額別にみた契約取引への取組状況（農協）

		契約取引の実施状況		農協の販売先数		販売金額に占める契約取引の割合（%）					
		サンプル数	契約取引実施割合（%）	サンプル数	平均取引先数	サンプル数	20%未満	20～40	40～60	60～80	80～100
合　計		181	50.3	86	9.2	92	79.3	14.1	4.3	0.0	2.2
野菜の販売額	5億円未満	75	26.7	19	2.3	19	78.9	15.8	0.0	0.0	5.3
	5～20	59	66.1	36	5.7	39	79.5	10.3	10.3	0.0	0.0
	20億円以上	47	68.1	31	17.5	32	81.3	15.6	0.0	0.0	3.1

出典　独立行政法人農畜産業振興機構『平成15年度契約取引実態調査報告書』
資料　契約取引実態アンケート調査（2002年度実施）
（注）1　▒色網掛けは,合計を10ポイント以上上回ることを示す。
　　2　質問ごとの回答率の相違により,販売額別サンプル数と合計サンプル数は必ずしも一致しない。

第2表　野菜販売額別にみた契約取引への取組状況（農業法人）

		契約取引の実施状況		契約取引実施法人の販売先数		販売金額に占める契約取引の割合（%）					
		サンプル数	契約取引実施割合（%）	サンプル数	平均取引先数	サンプル数	20%未満	20～40	40～60	60～80	80～100
合　計		170	65.9	99	8.8	110	11.8	14.5	10.9	20.9	41.8
野菜の販売額	2,000万円未満	61	52.5	29	5.0	31	16.1	9.7	9.7	25.8	38.7
	2,000～5,000	41	68.3	26	6.1	28	10.7	21.4	14.3	25.0	28.6
	5,000万円以上	61	78.7	44	13.2	48	10.4	12.5	10.4	16.7	50.0

出典,資料,（注）は第1表に同じ

一方，農業法人に対する聞き取り調査では，実際に，卸売市場を全く利用していないというケースも含め，市場外での契約の比率が高かった。

農協と農業法人における契約取引への取組みの相違にはどのような事情があるのだろうか。また，農協が（予約相対という契約取引も含め）野菜出荷の中心として位置付けてきた卸売市場は，2004年６月の卸売市場法改正を契機にどのような変化が見込まれ，農協の野菜販売事業にどのような影響が及ぶのであろうか。

本稿は，農協と農業法人における，野菜の契約取引に関する聞き取り調査をもとに，農協が実需者と契約取引を行う場合の課題を整理し，合わせて，変化が予想される卸売市場の実情と，その方向性について考察したものである。(注２)

（注１）ここでの予約相対取引は卸売市場法に基づく厳密な意味での予約相対取引のことではなく，産地として，特定の顧客との間で，価格や数量を事前に取り決めておく取引全体を指している。

（注２）なお，本稿で使用する聞き取り調査及び契約取引実態アンケート調査の内容は，独立行政法人農畜産業振興機構（旧野菜供給安定基金）から農中総研が受託して実施した「契約取引実態調査」（02年度，03年度）の結果に基づいている。

1　産地における野菜契約取引の実情

⑴　A農業法人の事例

まず，野菜の実需者との契約販売について，A農業法人の事例を紹介する。A農業法人は，野菜中心の専業農家を取りまとめた集出荷のための法人であり，仕組みとしては農協の販売事業との類似性が高い。

にもかかわらず，法人としては卸売市場出荷を全く行っていない等，事業の内容は農協と対照的といえる。A農業法人の例は，仕組みが類似しているだけに，農協が市場外の契約取引に取り組む場合の制約要因が何か，を示唆している事例とみられる。A農業法人の事業概要を紹介し，農協が市場外で契約取引を行う場合に対処しなければならない課題についてとりまとめてみる。

①法人組織の概要

・関東地区にある集出荷のための組織。

・農業法人としての販売額は03年度が約12億円（税込み）。

・出荷している野菜は40種類以上。

・法人としての人員体制は，営業，経理，受発注，生産管理，荷受，品質管理，資材管理等に分かれ，総勢24名。営業担当者は７名。担当は取引先別。

②出荷者

・出荷する会員は90名弱。出荷者の生産規模は，近隣の平均的な農家の２～３倍とのこと。

・生産者の品目別グループは最大で20名弱。平均的には５～10人。

③取引先

・主要な販売先は約50社。取引先との間には中間業者（仲卸やベンダー＝納入業者等）が入るケースも多い。法人としては市場（以下，市場とはすべて卸売市場のこと）出荷はしていない。

・取引先の販売額構成は，生協と宅配会員組織が５割前後。外食関係ベンダー向けが３～3.5割。量販店は仲卸経由で２割弱。

④取引先との契約方法

・契約に関しては，営業担当による商談の後，最終的な値段の決定は生産者ないし生産者グループの責任者が行う。実需者の営業会議に生産者も同行し，実需者の要望も聞いて生産者が価格決定する。

⑤契約のための生産と出荷方法

・生産者は天候要因を考慮し，契約出荷向けに必要な生産量を上回る（２～３割程度）作付け。

・各農家は，出荷予定表（販売先別，品目別）を毎週提出（必須）。それを土日に集計して販売先別，品目別の出荷について取引先に提案する。

・生産者に対しては，顧客からの注文に基づくA法人の完全発注制。農家の出荷予定表と顧客ごとの注文を調整した結果，農家に対して日時，注文数量を指定。農家は，注文に基づいて，顧客別に荷姿調整し，２か所ある集荷場に自ら運び込む。

・法人としての出荷は年中無休。

⑥需給の微調整

・農家の出荷量（希望）については，契約量が販売可能であることはいうまでもないが，それを上回る出荷希望についても，取引先との交渉で，対応できるものは対応。それでも余る場合は，生産者が地場の市場への個人出荷等で調整する。

・不足しそうな場合は，早期連絡によって，それぞれの取引先ごとに少しずつ調整してもらう。

⑦出荷する農家との関係

・販売方法は委託販売。一部出荷者の選択によりパッケージセンターを利用する場合には単価を決めた買取り（販売結果次第で微調整あり）。

⑧手数料，配送手段

・手数料率は物流費込みで18%（野菜の種類や出荷先による差は無し）。物流経費だけで７%程度。

・配送は自社トラック（４台）と中間業者による配送，運送業者利用で，顧客ごとに効率的な手段を選択。

⑨実需者及び出荷農家との決済サイト

・実需者との決済サイトは，相手に応じて様々だが，中心は，月末締めの翌月末までの支払い。出荷者に対する支払いは月末で締めて，その40日後の支払いに統一。法人としては，実需者からの支払い以前に出荷者に対して前払いするようなサイトの短縮化機能は限定的である。

⑩関連事業

・法人代表者が関連する別の有限会社がパッケージセンターを持ち，冷凍野菜事業，外食残さ（野菜，果物）のリサイクル事業等も行っている。

Ａ農業法人は，大都市に近く，温暖な気候条件で多品種の野菜生産が可能という好立地を背景にして，比較的規模の大きな野菜販売農家を組織し，法人としては市場出荷を一切せずに，契約販売のみで販売事業を行っている。

Ａ農業法人の例との比較を念頭において，農協が実需者との契約取引に取り組む場合との相違について考えてみよう。

⑵　契約意識と作付け，出荷調整

農協の場合，生産部会等においては，地域の様々な農家が組織されており，相対的には，高齢農業者や兼業農家の比率が高いのが通常である。農家全体に高齢な家族経営が多いことはいうまでもないが，野菜販売農家も，農林水産省「2000年世界農林業センサス」によれば，60歳以上の従業者数が露地野菜で46%，施設野菜で42%を占めている。

農協に出荷する野菜販売農家の平均像は，全国の平均像と大きく変わることはなかろう。とすれば，「出荷予定表の毎週提出」「完全発注制に応え，荷姿等も顧客別に整えて，時間までに注文量を運び込む」というのは，難しい場合もあろう。

また，特に大型合併農協の場合は，生産部会の人数も多いであろうから，特定の相手先との契約取引について，農協と部会（総会）等で合意したとしても，生産部会

の中で生産や出荷の調整を確実に行うことにも限界があるだろうし，そもそも契約の当事者であるという意識がなかなか定着しないのではないかと考えられる。その点Ａ農業法人は，「取引先と価格を最終的に決めるのは生産者」ということで，生産者の契約意識ははっきりしており，生産・出荷調整，品質や規格統一についても，生産者の品目別グループが比較的少人数であることから，さほどの困難ではないとみられる。

このような問題について，実需者との契約取引を行っている農協においては，様々な対応策を講じている。

１つは，直売所や量販店でのイン・ショップで販売額を伸ばしたＢ農協のように，直売所出荷，あるいはイン・ショップ出荷のための特別な部会を作って契約や出荷に対する意識を高めているケースである。ただし，同農協での聞き取り調査によれば，イン・ショップ部会も400名を数え，出荷品目，出荷額のばらつきも大きいという。そのため，作付けの調整も，時期ごとに，主だった人に対してお願いしているという。

もう１つの例は，中京地区のＣ農協の例である。Ｃ農協では，業務用野菜（キャベツ，タマネギ）の出荷契約を結ぶ（経済連・県本部経由）際に，出荷を希望する農家と個別に出荷契約書を結んで，計画的な出荷を確保しようとしている。Ｃ農協の農家との契約書には，「契約書の数量の減少を認めないこと」や，「天候等の要因で出荷時期別数量の変更が予測される場合には，個人で不足対応（買入等）を行う」という取扱要領がついている。

このような条項を加えたのは，市況が上昇すると独自で市場に持ち込むような農家もみられたためということであるが，この条項を加えたことで，それまでと比べて，契約に参加する農家数は減ったという。業務用需要は価格，数量が安定しているために，農家経営にとってメリットもあるが，市場価格の動向に左右されず，計画通りの出荷量を確保できる農家の数が全体の中では少ないことを示していよう。

⑶　需給調整とブランド価値の維持

次に，生産する野菜の需給調整，ブランド価値の維持という点から，Ａ農業法人と農協の相違を考える。

Ａ農業法人では，前述のように，出荷の100％が契約出荷であり，法人としての市場出荷は行っていない。ただし，契約出荷の場合は，欠品を出さないために，必要作付量の２～３割程度多めに作付けする必要があるので，余剰が生じた場合に何らかの対応が必要になる。Ａ農業法人では，取引先を様々な業態で，50社程度確保していることが，需給調整の機能を果たすという。会員向けの販売組織（生協等）では，会員からの受注に基づく注文であるために，数量調整の余地は小さいと考えられるが，取引先によっては，長期的に取引関係を続ける中で，小幅の出荷増要請に応じてもらえるところもあるという。

そしてそれでも販売できない部分については，農家が個人として地元市場等に出荷しているが，これは，農業法人としての農産物のブランド価値を維持するという目的もあろう。同じ商品が契約販売と市場販売で異なった価格がつけられれば，契約販売先の不信や，市場価格との比較で発注量を変化させるような行動の，潜在的な要因になるからである。他の農業法人での聞き取り調査によっても，通常の契約出荷は独自のパッケージで行い，過剰部分の出荷は農協の包装資材を利用して，農協に出荷するという例があったが，これもブランド価値を守るという観点であろう。

別のＤ農業法人（ここも一部試験栽培中の農産物以外すべて契約出荷している）での聞き取り調査によれば，量販店が需給調整の役割を果たしているという。外食向け，業務用需要は価格が一定で量も安定しているが，量販店との契約は直前まで微調整が入る。価格は週間値決めだが，数量は事前の予定数量の発注を前提に，前々日発注（リード２という），あるいは前日発注（リード１）に対応するという（通常は予定数量に対する上乗せ数量が示されるとのこと）。

しかし微調整は受動的な対応ばかりではなく，出荷量の予想以上の増加が見込まれる時には，量販店に対して，時期を指定した特売等の提案を積極的に行い，価格を下げても販売量の増加によって調整を行うという。量販店のバイヤーも，事前に産地から直接そのような情報を得ることは重要と考えており，長期の契約関係の中で，需給微調整に協力的であるという。ただしその背景には，日ごろのリード１，リード２といった直前の数量増にも的確に応ずるといった実績があるわけで，その上で生じたやむを得ない計画とのズレが調整されていると考えるべきだろう。

このように，契約取引においては，取引先にもよろうが，契約内容を越えた微調整が行われている例もある。

また，Ａ農業法人，Ｄ農業法人ともに，量販店，外食，業務用等，多様な販売先を確保していることで，等階級間の需給調節（一般に量販店は購入規格が限られるため，規格外を業務用等の販売先で販売していく）が可能であるとしていた。

これに対し農協の場合はどうだろうか。農協の場合は，いうまでもなく，市場でのブランド確立のために規格化・標準化を行ってロットをまとめ，安定供給を図ってきた経緯がある。聞き取り調査によれば，農協の場合，実需者との契約取引も，市場出荷品の一部を，予約相対取引（卸売市場を経由するが，実需者と事前に数量や価格について決めておく取引）の形で販売する例の方が多いとみられ，契約出荷に回らない部分は市場出荷で調整されるケースが多いと考えられる。

その場合，例えば量販店等に対して一定の等階級のものを契約販売してしまうと，市場出荷する野菜の等階級に偏りが生じ，評価が下がることを懸念する農協もある。また前述のように，契約で事前に価格を決めた出荷品と同じものが市場で別の価格で

取引されることが多ければ，契約販売先が市場価格との比較で発注量を変化させるような行動をとる，潜在的な要因になろう。

このように，市場出荷を中心としてブランドを確立してきた農協の場合，契約出荷と市場出荷という２つのチャネルをどのように管理して，最大のメリットを上げるかが問題になる。

また，そもそも主要な野菜産地にある農協においては，このような野菜生産法人と出荷額のレベルが異なる農協もある。聞き取り調査を行った農協でも，野菜の販売取扱高が170億円というようなケースでは，卸売市場を通じた予約相対の形で，３割程度を量と価格を事前に決めた先に販売する以外は，通常の市場出荷としていた。一時期に出荷する大量の生鮮野菜を，個別契約で販売するのには，その事務量等から考えて限界があろうから，市場出荷中心にならざるを得ないことは明らかであろう。総じて農協の場合は，市場出荷を考慮した上で，契約販売のあり方を考えざるを得ない。

⑷　中間業者の機能

Ａ農業法人の契約取引においては，実需者（量販店，外食，中食業者等）と直接に取引を行う場合もあるが，多くの例では，中間業者（仲卸やベンダー等）が間に入っている。Ａ農業法人では，仲介業者の役割として，「配送業務＝店舗等への個配，需給調整等の支援＝生産出荷が予定通りにいかない時に，他の産地からの調達を増やしてもらうように場合によっては頼めること」をあげていた。

またＤ農業法人では，中間業者は配送及び周年供給の確保という機能を果たしているとする。仮にＤ農業法人が実需者との間で，中間業者を介在させないで直接取引を行おうとすれば，周年にわたる供給を求められるという。量販店，外食等の業務用需要は，年間を通じての安定的な購入が必要なのであり，もちろん市場での調達も併用しながらであるが，中間業者が契約産地をコーディネートして，実需者に対して契約販売していることも多いとみられる。(注３)

農協の場合は，実需者との契約取引において，経済連・県本部が間に入ることも多い。経済連・県本部が主体となって契約を取りまとめ，農協が主に集荷に責任を持つようなケースもあった。その場合も，経済連・県本部の役割は，販売企画や商談，代金決済，信用リスク管理等の機能であり，県内産地をコーディネートすることはあっても，県域を越えた産地の連携による周年供給のような例は，産地間競争もあり，難しい面が大きいとみられる。しかし，実需者は年間を通じた安定した供給を求めている場合も多く，その対応ができれば付加価値となることは明らかであり，その可能性をさぐっていく必要もあろう。

（注３）例えば，高橋(2000)では，商社系の肥料販売会社が，春・秋産地，夏期の産地，冬の産地をそれぞれ組織してキャベツ，はくさいの周年供給を実現した例が紹介されている（同書260頁斉藤論文）。

⑸　契約販売にかかわるコストと手数料

Ａ農業法人では，12億円の販売額に対し

て，営業担当者７名という手厚い人員配置を行っている。営業担当者の役割は，取引先との商談等に加え，出荷する農家への情報提供や農家の情報収集・掌握を行っているという。これだけの人員配置を可能にしているのは，18%（物流費込み）の手数料率である。

農協の場合，聞き取り調査したケースでは野菜の販売手数料率は２%前後（物流費別）が多いようであり，販売担当を増やすのには限界があるところが多い。また，Ａ農業法人に比べれば，平均的経営規模の小さな農家が数多くいる場合が多いとみられるため，農家からの情報収集・掌握力にもおのずと限界があると考えられる。市場外の契約取引については，商談や事務コスト等も考慮して別の手数料率を設定するといった対応がとられるケースもあったが，市場を通じた契約である予約相対取引の場合には，取引先との商談や集荷管理等の事務負担は増加するが，市場出荷という枠組みの中であるために，通常は同じ手数料率とみられる。農協の場合，組合員のための販売事業ということで，コストに見合った手数料率がなかなか設定しづらいという事情もあろう。

また市場外での契約取引の場合，取引先ごとの配送体制をどう効率的に作り上げられるかという点も，コスト管理の上で重要である。Ａ農業法人は，自社トラック，中間業者による配送，運送業者利用等の組み合わせで配送体制を構築していた。

農協の場合でも，イン・ショップ展開をする場合，店舗への個配になるために，一定量以上の販売額が見込める先との契約にしている，という例があったが，個別契約取引では，配送手段確保とその採算性も重要になる。

⑹　決済サイト，与信管理

Ａ農業法人では，出荷者への支払いは，実需者からの支払サイトの中心期間を前提に，精算にかかる時間を考慮して決められている。農協の場合は，市場出荷に関しては出荷後１週間以内程度の決済であるため，契約取引で実需者からの支払サイトが長い場合も農協が立て替え払いを行って，市場と同様の短期間での決済を行っている例と，取引先の決済サイトに応じて，取引先からの入金後に出荷者に支払う例の両方がみられた。農協の場合は，どうしても卸売市場出荷での事務フローが基準として意識される面がある。

取引先の与信管理については，Ａ農業法人では信頼できる取引先からの紹介によって取引先を拡大してきたために，特に与信リスクを意識することはなかったとのことであるが，手厚く配置している営業担当者が，業界内情報の収集には常時気を配っており，早期対応が重要としていた。

農協の場合は，経済連・県本部に精算と代金回収を委託するケース，保証金等取引先の協力でリスク負担の軽減化を行う例，市場外販売に対する独自の積立金を設置している例等，様々な形で与信リスク軽減化や転嫁が試みられていたが，取引先ごとの

個別対応的な色彩が強く，積極的な販売促進のための与信管理体制という意味では，未整備の例が多いように見受けられた。

以上のように，農協が契約取引を行う場合には，契約に参加する農家に対する契約意識の徹底化，市場出荷との間でのチャネル管理，事務コストやデリバリーコストをまかなう手数料確保や効率的なデリバリー体制構築，市場決済とサイトが異なる場合の対応，与信管理体制の整備等，といった新たに対処が迫られる問題があるといえる。

そのようなことも制約要因になっているためか，農協の場合，農業法人ほどには，契約取引（特に市場外）に積極的でない例もみられた。農協で行われている実需者との契約取引は，決済や与信管理，デリバリーコスト等の面で制約が小さい，市場を通じた契約である予約相対取引が多いとみられ，農協の出荷先としては，依然として卸売市場出荷が重要な経路となっている。

では，農協が野菜出荷の中心的経路としている卸売市場は，どのような方向に変化しようとしているのか，この点について，次に考えたい。

2　卸売市場の原則，現状及び展望

(1)　卸売市場制度の概要と取引原則

まず，日本の卸売市場の制度について概観しておこう。ここでは中央卸売市場を対象とする。

日本の卸売市場制度，なかでもウェイトの大きな中央卸売市場は，公設・民営という形態をとっている。中央卸売市場の開設者は地方公共団体に限られ，農林水産大臣の認可を得た地方自治体が市場を開設し，市場の施設を所有するが，その運営は，民間業者によっている。おおよその概念図は第２図の通りである。(注４)

そして運営に当たる民間業者の数を制限し（特に卸売業者は青果の中央卸売市場１市場当たり平均1.4業者と寡占ないし独占），それらの限定された業者の業務を細かく規制

第２図　卸売市場取引の「原則的」概念図

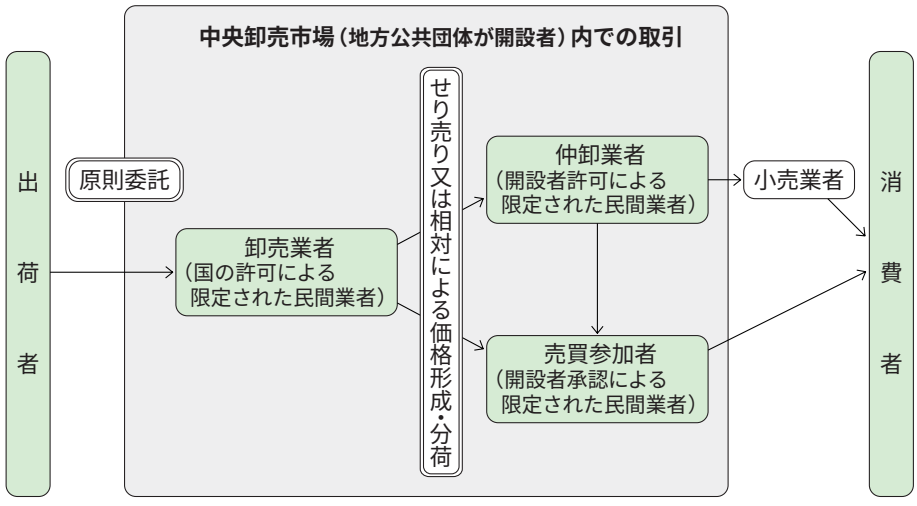

資料　筆者作成

し，検査監督を行うという体制になっている。ただし，仲卸業者や売買参加者の仕入先が限定されるという意味での，卸売業者の寡占的な地位は，開設区域[注5]に限られるもので，実際の物流は開設区域を越えて広がっているため，卸売市場間の集荷競争には激しいものがある。

中央卸売市場における取引のもともとの原則は，

①販売は卸売業者への生産者の委託が原則。卸売業者も自己の計算を以って卸売をしてはならない（買付集荷は原則禁止）。

②売買方法はせり売りの方法により，価格は金額で表示し，相場を公示しなければならない。

③卸売業者は，出荷者からの委託の申込は，正当な理由がなければ拒否してはならない（受託拒否の禁止）。

④卸売業者は市場内の現物の卸売以外はできない（商物一致原則）。

⑤卸売業者は，仲卸業者及び売買参加者のみに対して卸売をし，仲卸業者は卸売業者のみから買い受ける（卸の第三者販売禁止，仲卸の直荷引き禁止）。

⑥卸売業者は，開設者の業務規定によって定めた手数料以外のものを，卸売業務に関して受け取ってはならない。

等となっている[注6]。実際には様々な例外規定がなされているがそれについては後述する。

（注４）地方卸売市場は，都道府県知事の許可により地方公共団体以外でも株式会社，農･漁協等，様々な団体が設立可能で，中央卸売市場に比べれば規制がゆるやかである。

（注５）開設区域とは，中央卸売市場が開設されるときに設定されるもので，都市及びその周辺の地域であって生鮮食料品等の流通の円滑化を図る必要があると認められる区域のこと

（注６）戸田(1989)188頁

⑵　卸売市場の存在意義

卸売市場制度が設けられた背景については，卸売市場総合検討ワーキンググループ（農林水産省の審議会）による「論点整理―卸売市場の競争力強化のための総合的な検討項目―」が参考になる。

そこでは，生鮮食料品等について卸売市場制度が設けられた背景について，「日々の人々の生活に欠かせないものである一方，生産が自然条件に依存する傾向のあること，腐敗しやすい性質であり品質保持が重要であること，商品の規格化・統一化が比較的困難なこと，生産者が総じて小規模であること，かつ，全国各地に広がっていること等の工業製品には見られない特性があることから，我が国では生鮮食料品等の卸売を特に取り扱う卸売市場制度が設けられている」としている。

つまり，日常生活に不可欠なものでありながら，供給が不安定なものを販売（中間販売）するための制度が卸売市場制度ということであり，その制度の枠組みの中では，一定の条件による許可を得た専門的な業者である卸売業者（出荷者の代理人）と仲卸業者，売買参加者（実需者の代理人）に出荷物の価格決定や分配の仕方の権限が委ねられ（委託販売），そこでの業者間の価格形成も，当日でなければわからないという供

給の不安定性を考えれば，個別に相対交渉を行って価格や販売量を決めるよりは，出荷物を前にした「せり」が迅速（鮮度が重要）ということと考えられる。

出荷者にとっても，供給量が不安定な，腐敗しやすい生鮮食料品を，自ら販売先を確保して価格交渉を行うのには限界があろうし，腐敗しやすい性質は出荷者にとって，交渉を不利にしやすいことも意味しているから，その価格決定や分配を，一定の（公正さが確保されるとみなされる）専門の業者間の交渉に委ね，それを行政が監視監督するという流通機構は，効率性も兼ね備えているといえよう。

卸売市場取引における原則の③～⑥は，出荷者の市場の公正さに対する信頼感を高めるための規制（それによって市場に出荷が集中する）といえる。卸売業者は出荷物はすべて受け入れ，市場に持ち込まれたものの卸売業務に専念し，許可された仲卸業者とのみ取引し，受託については一定の手数料以外は受け取らない，ということであるから，卸売業者はまさに出荷者の代理人として，出荷者の利害を反映する業者としての行動が確保されており，それ故に出荷者も販売業務を委託できるという枠組みになっている。

ただ，卸売市場制度の必要性には前述のような条件があり，逆にいえば，①その財が日常生活に不可欠，②生産が自然条件に依存して不安定，③腐敗しやすい性質，④商品の規格化・統一化が比較的困難，⑤生産者が総じて小規模，という条件に変化があれば，卸売市場という特別な流通過程の意義も変化してくるということである。

そして野菜に関しては，この５つの条件の変化がこれまでも起こってきたし，今後とも変化が続くといえる。①については，日常生活における加工食品の消費増加，②については，生産技術の進歩や品種改良，施設園芸の普及等，自然条件の影響を緩和して安定的な収穫をあげるための技術進歩，③については，鮮度保持のための技術進歩がある。また④については，系統組織でも規格化・品質統一化に尽力してきたわけであるし，⑤も農林水産省「農業経営統計調査（農業経営部門別統計）」によれば，露地野菜作については，年によってばらつきがあるものの，施設野菜作については，毎年ほぼ一貫して平均経営面積が拡大傾向にある等，ある程度の規模をもった農家が増えてきているということがある。

実際，前述のＡ農業法人，Ｄ農業法人のような集出荷組織は，そのような大規模専業の野菜農家を組織して，計画作付けや品質統一，需給調整に取り組んで，卸売市場を通さない取引を行ってきた例である。またほかにも，聞き取り調査では，販売額6,000万円程度のシソ生産農家（個人経営），慣行栽培と有機栽培を併用し，有機栽培分を市場外で契約販売している農家グループ（８戸，有機栽培分の販売額は８戸計で7,000万円程度）といった，多様な農家，農家グループで，市場外販売中心に，実需者と直接・間接に結びついた販売を展開している例があった。

また前述のアンケート結果によっても，農業法人の場合は，全体の65%，野菜販売額2,000万円未満でも５割以上が，契約取引を実施している。農協の場合は前述のような制約要因もあって，農業法人ほどの取組みではないものの，それでも全体の５割の農協が契約取引を実施しており，野菜販売額20億円以上では７割弱の農協が実施している（ただしこの契約取引には，卸売市場出荷する野菜の一部に対して，特定の実需者との間で価格や数量，出荷時期を事前に決めておく，予約相対取引も含まれる）。

つまり，農業法人にとっても，農協にとっても，ある程度出荷量の確保が可能で，価格や販売量について事前に取り決める野菜販売の方法も，相当程度は可能になっているのが実態なのである。

そして市場外の契約取引においては，販売量や価格の決め方，中間業者の有無，決済サイト等の各種の条件は極めて多様であった。売買当事者が相互に折り合いをつけられる条件を探るわけであるから，当然多様になる。それが一般の企業（団体）間取引であり，もちろん商法や民法，独占禁止法等の一般法規には則る必要があるが，それ以外は，個別交渉である。結果として集・出荷，荷姿調整，配送等を顧客ごとにコントロールする手間がかかるわけであるが，それ以上のメリットがあるから，卸売市場を通さずに出荷しているわけである。

そして卸売市場における販売方法等に関する規制も，様々な「例外」措置が採り入

第３表　卸売市場法による,中央卸売市場における規制と例外（2004年卸売市場法改正前）

		原則	例外
卸売業者に関する規制	売買取引の方法	開設者が,業務規定で,生鮮食料品等の区分ごとに,せり売り,入札,相対の中から取引方法を指定	－
	買付集荷の禁止	原則委託集荷	農林水産省令,業務規定により,一部買付集荷が可能
	市場外にある物品の卸売の禁止	いわゆる商物一致原則	開設者または農林水産大臣が指定する場所等,一定の条件の場所のものは商物分離の販売可能
	委託手数料以外の報償の収受の禁止	左の通り	－
	差別的取扱の禁止及び受託拒否の禁止	卸売のための販売の委託の申込があった場合には,正当な理由がなければ,その引受けを拒んではならない。	－
	卸売の相手方の制限	いわゆる卸の第三者販売禁止（卸売業者は,原則として仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない）	残品が生ずるおそれがある場合その他農林水産省令で定める特別の事情がある場合であって,開設者が認めた場合は可能
	決済の確保	支払期日,支払方法等,業務規定で定めるものによる。	－
仲卸業者に関する規制	販売の委託の引受禁止	左の通り	－
	直荷引の禁止	卸売業者以外の者から買い入れて販売することを原則禁止	開設者の承認により,一定の条件の場合直荷引可能

資料　「卸売市場競争力強化総合検討委員会」第3回会合提出資料,卸売市場データ集その他から筆者作成
（注）　2004年6月の卸売市場法改正以前の規制と例外事項。

れられたことによって，「原則」とは相当程度乖離しているが，これも，生鮮食料品等における一般的な企業（団体）間取引の拡大に対応するための規制緩和の一環と解釈できる。卸売市場法による卸売業者，仲卸業者の取引規制とその例外措置については第３表の通りである。

野菜販売における卸売市場経由率の低下には，輸入野菜や加工品需要の増加，直売所の増加等の要因もあるものの，産地における聞き取り調査によれば，卸売市場制度の必要性の根拠である５つの条件のうち，②～④といった生産サイドの要因に生じた変化も，無視できないと考えられる。

そして，中央卸売市場の場合，公設・民営という性格もあり，市場経由率の低下の中で，市場の公共目的と民間業者の収益機会確保の要請との間で，対立が強まる構造がある。以下その点について，検討しよう。

⑶　卸売市場をめぐる公共性と民間業者の収益性

生鮮食料品等の一般的な価格低迷に加え，卸売市場経由率の低下によって，卸売業者，仲卸業者等，卸売市場の業務を担っている民間業者の経営も厳しい状態が続いている。農林水産省の審議会「卸売市場競争力強化総合検討委員会」の資料によれば，中央卸売市場の青果卸売業者の平均営業利益率は0.18%，２割の業者が営業損失を計上しており，仲卸業者では，平均営業利益率△0.24%と営業赤字で，４割以上の業者が経常損失を計上している（99年度）。01年度実績でも，中央卸売市場青果卸売業者の平均営業利益率は0.1%，青果仲卸業者の営業利益率は，0.2%で，依然として厳しい経営状態が続いていることには変わりはない。(注7)

では卸売市場の業者は，そのような事態（市場経由率低下や経営悪化）に，どう対応しようとしているのだろうか。市場関係業者（卸売業者，仲卸業者，市場開設者等）の代表者が委員として参加した「卸売市場競争力強化総合検討委員会」（農林水産省の審議会）では，多岐にわたる議論を行い，「中間報告」を出した（02年５月30日）が，最も議論が分かれ，「考え方」の紹介に終わったのは，卸売手数料率に関する規制緩和の部分である。

同委員会の「中間報告」の１次案である素案においては，卸売手数料について，「利用者ニーズの多様化に早急に対応できるよう，例えば，個々の中央卸売市場における業務規程において最高限度を定め，その範囲内において卸売業者が開設者の承認を受けて卸売手数料を定めうるようにする等の見直しを行うことが必要」という考え方が示されていたが，これに対しては，卸売業者が強力に反対した。

素案に対して，委員会の委員を出していた（社）全国中央卸売市場青果卸売協会では，意見書を提出しているが，その中で，「仮に自由化されれば，ビジネスのやり方を基本的に変更せざるを得ない」としている。

意見を反映した「中間報告」では，卸売

手数料の規制緩和を促す考え方と併記する形で，「卸売手数料を弾力化すると，①生産者の手数料引下げ圧力や卸業者間の過当競争により，卸売業者の経営悪化，倒産・廃業が発生，②卸売業者は，採算を確保できる商品の取引に傾向し，採算に合わない商品は実質的に取引が制限されることとなる等により，生産者にとって，販路が限定されるとともに，生鮮食料品等の円滑な流通に支障が生じるおそれがある。」との考え方が示されているが，卸売業者の危機感を表すものであろう。

「中間報告」では同時に「卸売手数料の設定を弾力化する場合には，卸売市場法に基づく各種規制等についても抜本的に見直す必要がある」との考え方が示されており，仮に卸売手数料率の規制緩和が行われるのであれば，卸売市場法の規制の抜本的な緩和とのパッケージによって，「ビジネスのやり方を基本的に変更」するというのが卸売業者のスタンスであるといえる。

卸売業者による理解では，卸売手数料の自由化は，卸売市場の決済の仕組みにも影響を与えるという。卸売市場に出荷する出荷者にとって大きな魅力になっている代金決済機能について次に検討してみたい。

（注７）農林水産省食品流通局「卸売市場データ集」より。

(4)　卸売市場における代金決済の仕組みとその現状

卸売市場（特に中央卸売市場）に出荷する場合，出荷者は，代金回収のリスクをほとんど意識せずに出荷してきた。これは，代金決済までの期間が短く（青果物では平均3.2日），これまでのところ，基本的には安全・確実な決済が維持されており，かつ市場で業務する業者に対しては，行政が監督，指導等を行っているということもある。(注８)

卸売会社による短期間（原則は現金なみ）の決済を支えているのは，「組合代払い方式」等の，卸売市場独自の決済システムである。組合代払い方式の概要は第３図の通りである。

このシステムでは，卸売業者と買受人組

第3図　組合代払い方式の仕組み

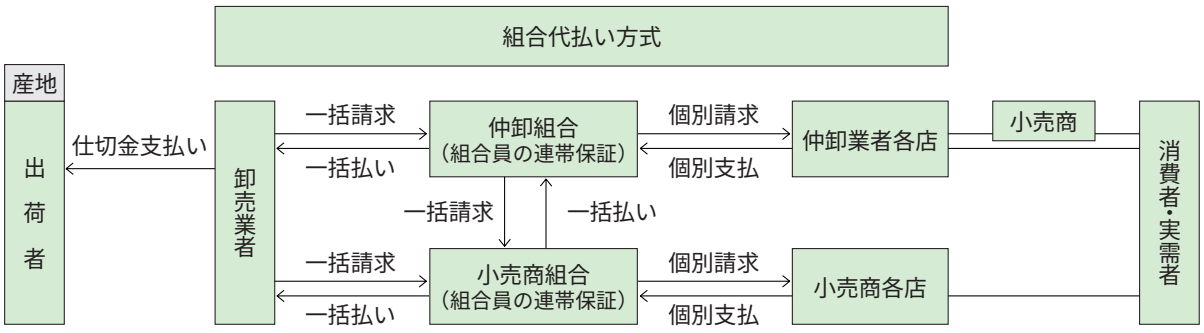

資料　野菜供給安定基金『平成14年度契約取引実態調査報告書』38頁より

第４図　中央卸売市場の青果取引における各段階ごとの平均決済期間（1999年度）

資料　農林水産省「卸売市場競争力強化総合検討委員会第3回提出資料」より

合（仲卸組合，小売商組合，以下，単に「組合」ともいう）が取引協約を結び，組合が買受人（仲卸業者，小売商）個社の卸売業者への代金支払を代行（聞き取り調査をした例では売買の４日後）し，その後組合の責任で，買受人それぞれから代金を回収する。卸売業者は，仲卸業者や買参権を持つ小売商の個社ごとの信用リスク管理をする必要が無くなるとともに，早期の代金回収が可能となっている。

実需者（量販店や外食業者，加工業者等）の支払サイトとの間で，サイトの短縮化＝信用リスクの負担，を最も負っているのは，卸売市場流通の場合，決済サイトの短縮化期間から明らかな通り，それぞれの仲卸業者である（第４図）。

そしてそれぞれの業者の信用リスクを最終的に担保しているのは，仲卸組合，小売商組合による組合員の連帯保証である。破綻した同業者の未払い債務のうち，保証金や完納奨励金（後述）の積立等で補えない部分は，組合員が連帯して保証することになっている。このようなシステムも，仲卸業者の経営格差がひろがる中で，有力仲卸だけが別の仲卸組合を作る例がある等，動揺，再編の兆しも見え始めているのが現状である。

「完納奨励金」は中央卸売市場業務規程例等の制度的な枠組みの中で，卸売業者が買受人に交付しているものであり[(注9)]，青果の場合，1000分の10の範囲内で開設者が定める限度内となっている。完納奨励金は，前述のように，中央卸売市場における早期の決済（組合代払い方式等）を支える一つの仕組みとして定着している。

卸売業者は，仮に卸売手数料率が自由化されたら，「完納奨励金も，卸売業者の代金回収に一定の効果はあるが，手数料が自由化され，ビジネスモデルが変わってまでも支出しなければならないものではなく，当該卸売業者において，代金回収等をどのように行うのが効率的か，効果的かを検討の上，適当な仕組みをもうけるように措置することとならざるを得ない」としている[(注10)]。

これまで卸売業者から仲卸組合，小売商組合に交付されて，代払い原資の一部分を構成していた完納奨励金が見直しになれば，卸売市場の安全確実な決済を支えていた仕組みそのものが変化を迫られる可能性がある。

卸売業者の考えでは，卸売手数料が自由化されれば，代金回収の仕組みも抜本的に見直さざるを得ないというわけであるから，ここでも卸売手数料率の今後のありかたが極めて重要ということになる。

（注８）卸売市場に出荷した農産物の販売代金支払については，卸売市場法の中で規定があり，「中

央卸売市場における売買取引･･･を行う者の決済は，支払期日，支払方法その他の決済の方法であって業務規程で定めるものによりしなければならない（第44条の２）」とされている。

そして業務規定において，一般的には，卸売業者は，受託物品の卸売をしたときは，委託者に対して，原則としてその卸売をした日の翌日までに支払わなければならないとされているが，委託者との間で特約を結んだときは，その特約の期日までに支払うこととされている。現状では，中央卸売市場における青果物に関しては，卸売業者から出荷者への支払いの平均決済期間は3.2日となっている（99年度データ）。（「卸売市場競争力強化総合検討委員会」第３回会合提出資料を参照した）

（注９）中央卸売市場業務規程例で「卸売業者は，卸売代金の期限内の完納を奨励するため，市長の承認を受けて，買受人に対して完納奨励金を交付することができる」と規定され，その上限は，生鮮食料品流通改善対策要綱（昭和38年７月閣議決定）に基づいている。

（注10）（社）全国中央市場青果卸売協会「総合検討委員会中間報告（案）に対する意見」農林水産省ＨＰより。

⑸　2004年６月の卸売市場法改正の意義

以上のような経緯を踏まえれば，６月の卸売市場法改正が，極めて大きな意味をもつものであることがわかる。

まず卸売業者の団体が反対していた卸売手数料率の規制緩和が2009年４月以降実施されることになった。それ以降の手数料率は卸売業者か開設者が決め，一律ではなくなることになる。

卸売業者団体トップが主張していた「ビジネスのやり方を基本的に変更」しなければならない時が，５年後にやってくることが明確になったわけであり，各社それまでに手数料率弾力化時代に備えた本格的な事業再編に乗り出すことになろう。

卸売手数料率の規制緩和は，卸売市場法による規制の抜本的な緩和とのパッケージで行われなければならない，という主張はどのように反映されたのであろうか。

事業規制の緩和としては，①卸の買付集荷の全面的自由化，②卸の第三者販売（卸売業者が仲卸業者を通さずに実需者に直接販売すること）の規制緩和，が重要であると思われる。

前述したように，卸売市場の原則は，委託販売であり，買付による集荷は例外的に認められてきただけであったが，今後は全面的に自由となった。これは，卸売市場のもともとの原則の一角が，例外としてではなく崩れたことを意味する。

これまで卸売業者が出荷者の利害を反映した行動をとってきたのは，卸売業者は出荷者から販売の委託を受けなければ業務にならず，かつ委託販売に専念させる規制構造の中で，収入の８割以上が委託手数料で占められるという収益構造のためであった。

今後は自由に自らの勘定で買付が可能になった。これまでは，販売代行のみの業務に縛られていた卸売業者が，買い手の立場も手に入れ，買い手の代理人も行うことができるようになったのである。卸売業者が出荷者の代理として，仲卸業者や売買参加者が実需者の代理として，価格と分配を決めていくという卸売市場の基本的な構図が大きく変わったといえる。

卸売業者が出荷者の代理のみならず，実需者の代理をも兼ねるということは，卸が仲卸兼業に近づいていることを意味する。

もちろん卸の第三者販売は完全には自由化されておらず，これまでの例外的許可に加え「卸と実需者が新商品や産地を開発し，その取引を契約に基づき続ける場合」等において第三者販売可能な範囲が拡大したにとどまっているが，既に大手青果卸では，外食などの業務需要開拓のために，専門の部を設立，50社と契約を行ったとされる。(注11) その場合，買付先は必ずしも農協とは限らず，個別の生産者を独自にグループ化するようなことも当然考えられよう。

これまでは，委託集荷が原則で買付集荷は例外だったから，実需者の意向を反映させて出荷者（農協等）の意向を損なうことはできないし，委託に依存した集荷構造は，「指定取消し」（産地が当該卸に出荷しないということ），「出荷止め」等のリスクを負っていた。しかし，買付が自由にできるのであれば，「指定取消し」等にも他の市場での買付等で対応可能な場合が増えるとみられる。出荷者も，集荷したものはどこかで販売しなければならず，輸入野菜の増加等もあって野菜需給が全般的に緩和基調にある中では，買い手有利であるケースが増えていると考えられる。

もちろんすべての卸売業者が，実需者と結びついた事業拡大を行えるわけではないであろうが，実需者と結びつき，卸売手数料への依存度を下げる業者は，今後次第に増えてくるであろう

以上のように想定される卸売業者の変化が，農協の野菜販売事業に大きな影響を及ぼすことはいうまでもない。卸売市場出荷を中心としてきた農協の野菜販売事業において，せり取引の減少，相対取引増加の中で実需者（及びその代理としての仲卸等）と取引をまとめてきたのが卸売業者だからである。その意味で，卸売業者は，農協の野菜販売事業の代理人的な機能を果たしてきたわけであるが，今後は，委託販売手数料への依存度が低い卸売業者であればあるほど，農協の野菜販売事業の代理人から，対等なビジネスの相手となってくるといえよう。

また今回の法改正では，卸売業者の経営体質の強化を図るためには，業務の多角化が必要との認識のもと，兼業業務の届出規制を廃止しているが，これも，卸売業者の収益機会を増やし，委託手数料への依存度低下につながる可能性がある。(注12)

市場の決済制度と関連のある完納奨励金も，委託手数料と同様に09年４月以降は当事者同士で決めるか，あるいは開設者が業務規程で定めることになった。(注13)

卸売業者の第三者販売，仲卸の直荷引きに関する規制緩和によって，両業態の業務の重なる部分が拡大して競争関係が強まれば，これまで，卸が完納奨励金を交付し，仲卸等が組合を組織し早期確実な決済を確保するという方式で，市場全体として維持してきた決済システムにも，卸－仲卸間の対立が強く反映されてくる可能性がある。

例えば，卸売業者の第三者販売が進めば，卸売業者は，自らの与信判断で信用リスクが大きくないとみなされる先を第三者販売先として選ぶから，結果的に仲卸組合の抱

える信用リスクが従来以上に高まるというようなことも考えられる。そのような場合，組合代払い方式が維持できるのか，維持できないとしたら，それに代わる代金決済の仕組みをどう構築するか，市場ごとに独自の仕組みが構築されることも考えられる。

また，本稿ではこれまで触れてこなかったが，産地にとって重要な出荷奨励金(注14)についても，委託手数料同様に，09年４月から当事者間ないし開設者が業務規程で定めることになり，出荷者の役割，機能に対する対価といった色彩が強くなってくるとみられる。

（注11）日本農業新聞2004年６月５日付。
（注12）ただし財務基準によって経営の健全性はチェックされる。
（注13）従来は，（注９）のように，中央政府による一定のコントロールがあったが，それが無くなることになる。
（注14）出荷奨励金とは，市場における取扱品目の安定供給確保を図るために，卸売業者が出荷者に対して交付するもの（中央卸売市場業務規程例による）。交付の率は，野菜に関しては，卸売業者の年間総取引額の1000分の17を上限に開設者が定めるとされている。

３　まとめ

農協は従来卸売市場出荷を中心に野菜の販売を行ってきたという経緯もあり，市場外で実需者と野菜の契約取引に取り組む場合，既にみたように，対処しなければならない様々な課題があるとみられる。

しかし，野菜流通全体でみれば，事例で取り上げた農業法人のように，一般の企業（団体）間取引である契約取引に耐えうるような品質，供給量の管理ができる基盤が高まってきていること等もあり，卸売市場経由率は低下傾向にある。その結果，運営に当たる民間業者の収支悪化が顕在化し，今回の卸売市場法改正では，公共目的優先から，市場を運営する民間事業者の経営の自由度拡大，収益機会の拡大へと大きくカジがきられた。特に卸売業者の買付集荷の自由化は，卸売市場の枠組みを変えるものになると考えられる。

もちろん公共性の観点から，受託拒否禁止が残っているから，農協が卸売市場に依存した販売を続けることは可能であるが，その場合には，産地としての魅力が高くなければ，ますます条件が悪くなることになろう。卸売業者が委託手数料以外の収益確保を実現すれば，受託販売事業は受託先によって選択可能な事業となり，「拒否できないから受託する」先については，その販売にかかるコストをいかに削減するか，が民間企業としては課題になるからである。

これまでは卸売市場の制度自体に，卸売業者が出荷者の利益を最大限優先する仕組みがビルトインされていたが，その仕組みは既に大きく変わったとみられる。その変化を考えれば，農協にとって，実需者との直接・間接のつながりを増やして，より強化していくことは，今後ますます重要になってくると考えられる。

卸売市場取引の今後の変化も見据えた上で，実需者との契約取引や直売所等も含めた農協の販売事業のあり方を，全体として見直すべき時期にさしかかっていると思われる。

〈参考文献〉
・野菜供給安定基金『平成14年度契約取引実態調査報告書』
・独立行政法人農畜産業振興機構『平成15年度契約取引実態調査報告書』
・高橋正郎編(2000)『野菜のフードシステム　加工品需要の増加に伴う構造変化』
・戸田博愛（1989）『野菜の経済学』
・斉藤義一・三原成彬（2004）『青果物流通とマーケティング活動』
・高橋正郎監修・土井時久・斉藤修編集（2001）『フードシステム学全集第６巻　フードシステムの構造変化と農漁業』
・小野雅之，小林宏至編（1997）『流通再編と卸売市場』
・細川允史（1993）『変貌する青果物卸売市場　現代卸売市場体系論』

（主任研究員　小野沢康晴・おのざわやすはる**）**

個人情報保護法とJAの対応について

1　はじめに

世界的に個人情報保護の動きが進むなかで，わが国でも2003年５月に個人情報保護法が制定され，05年４月からは個人情報取扱事業者に関する諸規定が全面的に施行される。同法は高度情報化が進む現代社会において，個人情報の流出や不適正な取扱いによる個人の権利，利益の侵害を未然に防ぎ，個人情報取扱いの一般ルールを確立することを目的としている。

同法では５千件を超える個人情報を持つ事業者が個人情報取扱事業者とされ，JAをはじめ多くの企業が適用対象になるとみられる。本稿では同法の概要，JAにおける対応について触れてみたい。

2　個人情報保護法の概要

個人情報保護法は個人情報保護の基本法の部分（１～３章）と民間事業者向けの規定（４～６章）に分かれており，国，独立行政法人，地方公共団体等にはそれぞれ個別法，条例で定められている（第１図）。

個人情報とは「生存する個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」（２条１項）とされ，死者や法人，個人の識別ができない統計情報などは含まれていない。しかし法人についても，企業の取引，財務，信用に関する情報等は，個人情報同様に情報管理が必要といえよう。

個人情報取扱事業者（以下「取扱事業者」）は「個人情報データベース等を事業の用に供している者」（２条３項）で，個人情報データベース等にはコンピュータ処理情報のほか，紙上の情報でも顧客名簿のように一定の方式によって整理され，容易に検索できるものも含まれる。

第１図　個人情報保護法制の全体像

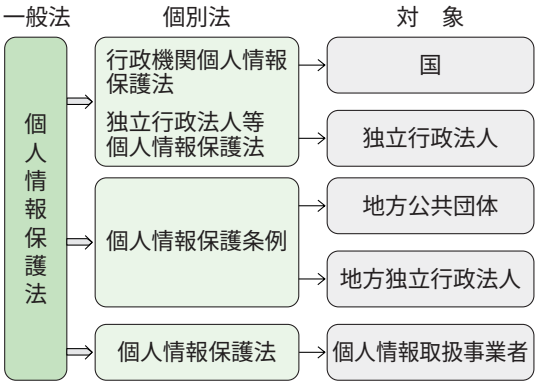

資料　渡部喬一『個人情報保護法のしくみと実務対策』日本実業出版社

取扱事業者の義務は第２図のとおりで，違反した場合には罰則が設けられている。

取扱事業者は，本人対し利用目的を明確に示し，その目的の範囲内で個人データを利用し，目的外利用，第三者へ提供する場合には原則事前の同意が必要となる。また，個人データは利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新の内容を保つように努めなければならない。

取扱事業者は，個人データの漏洩，滅失を防ぐために必要かつ適切な安全管理措置を講じ，従業員，データ委託先に対しても必要かつ適切な監督を行う必要がある。

取扱事業者は，本人から個人データの開示，内容の訂正，利用停止等を求められた場合は原則これに応じるとともに，苦情等

第2図　個人情報取扱事業者の義務

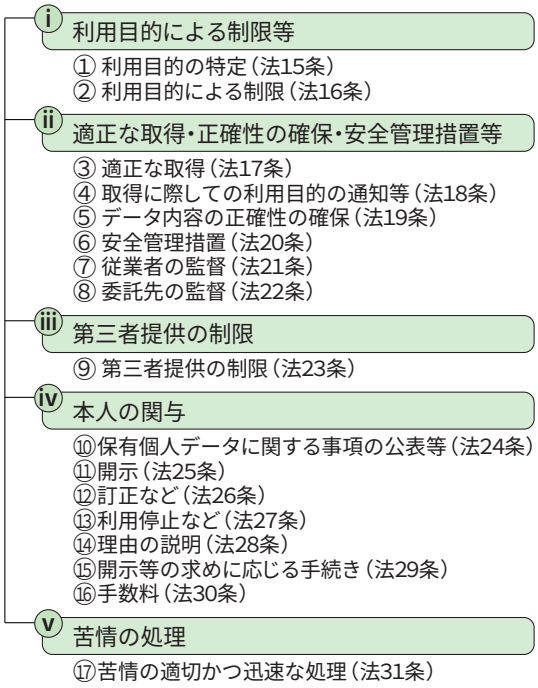

資料　第1図と同じ

の申し出があった場合には適切かつ迅速に処理し，そのための受付窓口等の体制整備に努めなければならない。

個人情報保護法は個人情報保護の最小限度の規定を定めるもので，具体的な運用については各省庁がその所管する事業分野ごとにガイドラインを定め，それに従うことになっている。これまで経済産業省，厚生労働省等がガイドラインを制定しており，金融庁，農林水産省等は今後逐次制定の見込みである。

3　JAの対応

JAが保有する組合員，利用者の個人情報は，組合員名簿をはじめ信用，共済，販売，購買，営農指導等と事業ごとに様々に分散しており，これらをすべて洗い出し，法律が求めている安全管理体制を構築していくためには，相当の準備作業が必要と思われる。また，既に顧客情報管理システム等を構築し事業推進等に活用している先進的なJAにおいても，個人データが集中されるほど流出等の事故が起きた場合のリスクが高くなるため，安全管理体制の強化が必要となる。

安全管理体制を構築するための第一歩は，JAにどういう種類の個人情報がどれだけ存在し，どのような形で保管され利用されているか，またこれらの情報が流出した場合どんな影響があるかを調査・分析することで，これをリスク・アセスメントという。さらにリスク・アセスメントで明らかになったJAの実情に合わせて，安全管理体制構築のための対応（個人情報コンプライアンス・プログラム（CP））の策定，実行が求められる。

CPの策定には，今後制定される金融庁，農林水産省など各省庁のガイドラインの内容を十分に踏まえる必要があり，JAもそれに合わせて準備を進めていくことになろう。

4　おわりに

近年，大手企業を中心に個人情報漏洩事件が相次いで報道されている。これは企業にとって個人情報は戦略的で重要な資源であるとともに，情報化・IT化が進むことで企業が個人情報を持つこと自体が大きなリスクをともなうことを意味している。企業にとって個人情報の漏洩は経済的損失だけにとどまらず，これまで築いてきた社会的信用を失う危険を含んでいる。

組合員組織であるJAにとっても，一般企業以上に個人情報の安全管理の取組みが重要と言えよう。

（主席研究員　本田敏裕・ほんだとしひろ）

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(51)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(51)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(51)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(52)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(52)
6．農業協同組合　主要勘定……(52)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(54)
8．漁業協同組合　主要勘定……(54)
9．金融機関別預貯金残高……(55)
10．金融機関別貸出金残高……(56)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3243）7351
ＦＡＸ 03（3270）2658

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
1999. 7	**30,804,735**	**7,190,729**	**10,436,357**	**4,346,016**	**14,558,056**	**18,435,161**	**11,092,588**	**48,431,821**
2000. 7	**34,393,774**	**6,742,441**	**8,725,569**	**1,243,789**	**17,778,513**	**21,668,597**	**9,170,885**	**49,861,784**
2001. 7	**37,468,768**	**6,399,549**	**11,439,949**	**2,345,753**	**21,127,713**	**25,274,199**	**6,560,601**	**55,308,266**
2002. 7	**37,842,963**	**5,837,017**	**7,864,108**	**1,153,429**	**22,316,505**	**21,494,685**	**6,579,469**	**51,544,088**
2003. 7	**38,863,714**	**5,499,771**	**14,246,199**	**1,326,827**	**32,657,612**	**18,285,419**	**6,339,826**	**58,609,684**
2004. 2	39,392,267	5,245,272	13,622,125	1,753,794	32,198,745	17,567,707	6,739,418	58,259,664
3	39,898,619	5,216,869	14,224,928	2,142,846	33,387,202	17,416,158	6,394,210	59,340,416
4	39,324,406	5,173,333	14,080,352	1,692,536	32,880,237	16,589,445	7,415,873	58,578,091
5	38,980,966	5,142,263	14,028,011	2,164,127	32,882,042	16,400,655	6,704,416	58,151,240
6	38,600,684	5,103,376	14,564,660	1,850,074	33,897,756	16,110,719	6,410,171	58,268,720
7	38,241,997	5,068,132	14,485,948	1,915,067	34,138,283	15,475,626	6,267,101	57,796,077

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2004年7月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	30,584,713	22	974,894	64	117,581	−	31,677,275
水産団体	1,121,028	−	98,439	76	12,048	−	1,231,591
森林団体	2,437	1	4,672	58	126	−	7,294
その他会員	1,352	−	1,800	−	−	−	3,152
会員計	31,709,529	23	1,079,805	199	129,756	−	32,919,312
会員以外の者計	659,906	85,737	465,561	103,165	3,958,179	50,138	5,322,686
合計	**32,369,434**	**85,760**	**1,545,367**	**103,364**	**4,087,934**	**50,138**	**38,241,998**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分は，別段預金（会員以外の者）　1,098,940百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2004年7月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	74,401	8,705	218,444	1	301,551
	開拓団体	614	122	−	−	736
	水産団体	70,070	25,584	34,943	102	130,698
	森林団体	9,513	10,042	2,813	51	22,421
	その他会員	111	400	60	−	571
	会員小計	154,709	44,853	256,261	153	455,976
	その他系統団体等小計	281,619	42,090	212,808	657	537,175
	計	436,328	86,943	469,069	810	993,151
関連産業		2,359,151	124,820	2,155,846	33,928	4,673,746
その他		9,575,780	22,397	210,142	411	9,808,729
合計		**12,371,259**	**234,160**	**2,835,057**	**35,149**	**15,475,626**

4. 農林中央金

（貸方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2004. 2	5,595,767	33,796,500	39,392,267	96,670	5,245,272
3	5,871,037	34,027,582	39,898,619	185,100	5,216,869
4	5,944,608	33,379,798	39,324,406	85,000	5,173,333
5	6,006,010	32,974,956	38,980,966	255,830	5,142,263
6	6,138,598	32,462,086	38,600,684	207,500	5,103,376
7	5,829,439	32,412,558	38,241,997	165,130	5,068,132
2003. 7	5,106,956	33,756,758	38,863,714	130,060	5,499,771

（借方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2004. 2	181,087	1,572,706	32,198,745	14,294,340	23,326	168,000	280,876
3	138,802	2,004,043	33,387,202	14,559,137	64,732	－	249,160
4	112,563	1,579,972	32,880,237	13,834,614	125,598	150,000	238,961
5	170,450	1,993,676	32,882,042	13,019,763	121,141	440,200	234,267
6	91,541	1,758,532	33,897,756	13,595,294	145,719	－	229,653
7	110,325	1,804,741	34,138,283	13,437,600	17,540	－	234,160
2003. 7	128,300	1,198,526	32,657,612	12,259,025	158,133	－	453,604

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2004. 2	49,487,486	47,972,758	140,116	54,140	1,035,271
3	49,156,263	47,683,858	156,938	68,651	1,050,523
4	49,167,677	47,772,152	171,888	74,697	1,053,456
5	49,240,445	47,864,758	200,781	74,695	1,053,457
6	49,984,941	48,280,733	217,901	74,695	1,055,771
7	49,991,506	48,374,316	216,231	74,694	1,076,860
2003. 7	50,560,433	48,886,114	153,820	44,076	1,050,781

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年４月からコールローンは，金融機関貸付から分離。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2004. 1	21,384,928	54,703,562	76,088,490	609,125	443,283
2	21,828,011	54,537,462	76,365,473	601,891	435,694
3	21,819,558	54,156,894	75,976,452	601,202	434,925
4	22,141,847	54,175,729	76,317,576	616,117	449,742
5	21,955,664	54,348,899	76,304,563	621,649	452,792
6	22,431,119	54,812,209	77,243,328	607,835	438,706
2003. 6	21,380,422	54,361,325	75,741,747	638,613	475,068

（注） 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	食糧代金受託金・受託金	資本金	その他	貸方合計
321,887	2,725,365	1,224,999	9,253,204	58,259,664
674,093	1,752,530	1,224,999	10,388,206	59,340,416
1,168,002	2,123,625	1,224,999	9,478,726	58,578,091
173,728	2,356,346	1,224,999	10,017,108	58,151,240
194,630	3,101,346	1,224,999	9,836,185	58,268,720
248,355	3,091,719	1,224,999	9,755,745	57,796,077
790,736	2,311,276	1,224,999	9,789,128	58,609,684

貸出金				コールローン	食糧代金概算払金	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計				
14,448,723	2,797,260	40,846	17,567,707	454,044	−	6,094,049	58,259,664
14,351,339	2,776,438	39,220	17,416,158	397,380	−	5,932,099	59,340,416
13,590,855	2,724,764	34,863	16,589,445	422,108	−	6,718,168	58,578,091
13,389,701	2,743,038	33,647	16,400,655	499,684	−	5,643,392	58,151,240
13,130,434	2,716,442	34,189	16,110,719	410,193	−	5,854,260	58,268,720
12,371,259	2,835,057	35,149	15,475,626	396,974	−	5,852,588	57,796,077
14,905,000	2,880,500	46,313	18,285,419	455,006	−	5,726,687	58,609,684

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
46,421	30,744,114	30,656,626	0	323,126	14,377,032	5,663,093	707,510
59,713	30,173,497	30,072,400	30,000	295,351	14,773,513	5,807,647	887,462
50,351	29,773,999	29,659,096	0	339,234	14,946,978	5,700,143	887,505
49,772	29,822,946	29,676,345	0	340,950	15,061,651	5,744,009	887,662
52,972	30,053,731	29,914,006	0	342,950	15,600,583	5,707,538	887,781
48,256	29,833,494	29,683,662	0	343,450	15,763,122	5,776,825	892,057
48,075	31,594,249	31,481,152	0	335,792	14,653,943	5,454,824	707,592

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
363,838	51,960,980	51,745,546	3,956,774	1,448,746	21,293,009	346,025	937
354,952	52,301,756	52,096,265	3,880,105	1,391,790	21,325,387	339,675	928
367,631	51,958,141	51,728,963	4,044,216	1,510,820	21,487,105	342,799	919
385,029	52,000,086	51,782,794	4,222,643	1,645,648	21,439,885	341,387	912
395,300	51,883,500	51,652,128	4,244,014	1,641,731	21,440,635	343,416	912
388,431	52,597,371	52,368,338	4,482,645	1,833,477	21,419,078	343,294	911
379,749	52,041,318	51,811,161	3,641,784	1,218,228	21,343,028	371,532	947

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2004. 4	2,218,227	1,649,429	52,327	64,157	13,205	1,355,023	1,316,438	161,653	761,930
5	2,203,347	1,640,569	51,740	64,157	14,985	1,338,505	1,297,558	160,497	762,413
6	2,202,245	1,644,714	51,129	64,217	14,325	1,339,598	1,300,284	162,797	759,306
7	2,191,500	1,636,178	50,536	64,346	14,898	1,324,238	1,283,829	163,278	761,572
2003. 7	2,250,887	1,733,107	56,447	62,629	13,844	1,364,287	1,326,287	168,625	777,217

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2004. 2	1,066,537	664,140	290,957	216,592	135,171	7,790	969,234	930,386	13,394	365,852	11,617	402
3	1,099,214	670,092	290,325	217,246	133,418	8,823	998,545	966,877	13,085	368,600	11,171	397
4	1,057,284	663,989	290,290	217,667	133,938	6,529	961,567	935,668	14,245	367,844	12,288	388
5	1,049,043	657,164	288,998	216,568	134,253	8,168	956,487	928,220	13,685	360,979	12,356	387
2003. 5	1,134,693	717,798	311,057	237,048	139,789	8,035	1,018,760	984,331	13,293	398,747	18,540	451

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	2001. 3	720,945	491,580	2,102,820	1,785,742	567,976	1,037,919	180,588	2,499,336
	2002. 3	735,374	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,393,418
	2003. 3	744,203	501,817	2,377,699	1,813,487	561,426	1,035,534	148,362	2,332,465
	2003. 7	754,712	505,604	2,371,542	1,823,556	550,798	1,050,573	150,749	＊2,314,110
	8	757,023	504,024	2,383,157	1,831,946	552,409	1,056,651	151,677	＊2,315,280
	9	752,179	499,171	2,385,332	1,816,601	553,353	1,053,806	151,772	＊2,300,064
	10	756,442	493,999	2,353,812	1,792,664	545,783	1,050,778	151,407	＊2,301,184
	11	757,171	488,873	2,385,727	1,816,427	549,422	1,055,157	151,575	＊2,290,355
	12	766,812	497,004	2,368,299	1,825,041	558,884	1,068,098	153,408	＊2,300,362
	2004. 1	760,885	492,138	2,378,636	1,799,432	549,721	1,055,947	152,296	＊2,294,158
	2	763,655	494,875	2,389,622	1,809,568	551,952	1,061,009	152,828	＊2,295,114
	3	759,765	491,563	2,456,008	1,825,541	552,400	1,055,174	152,526	＊2,273,820
	4	763,176	491,677	2,443,326	1,829,132	553,448	1,063,078	153,126	2,272,153
	5	763,046	492,404	2,469,833	1,833,797	552,530	1,061,344	152,967	2,257,389
	6	772,433	499,849	2,415,082	1,849,677	557,420	1,070,956	154,072	2,261,257
	7	P 771,615	499,915	2,420,989	1,832,415	555,916	1,069,662	P 154,249	2,247,216
前年同月比増減率	2001. 3	2.6	2.3	0.6	2.5	△5.1	1.7	△5.9	△3.9
	2002. 3	2.0	2.4	9.8	1.6	△1.4	△0.9	△15.0	△4.2
	2003. 3	1.2	△0.3	3.0	△0.0	0.3	0.7	△3.4	△2.5
	2003. 7	1.7	△1.9	2.0	1.7	△0.7	2.2	0.8	△2.8
	8	1.9	△2.2	3.7	2.1	△1.0	2.4	1.4	△2.7
	9	1.8	△2.6	3.5	1.4	△1.9	2.2	2.0	＊ △2.7
	10	1.9	△3.3	2.9	1.5	△1.8	2.3	2.2	△2.7
	11	2.0	△4.3	2.4	1.6	△2.1	2.4	2.2	△2.6
	12	2.0	△4.2	3.3	1.0	△2.2	2.0	2.4	△2.5
	2004. 1	2.1	△4.2	3.0	1.7	△1.7	2.5	2.8	△2.5
	2	2.2	△3.9	1.7	1.8	△1.5	2.5	3.0	△2.4
	3	2.1	△2.0	3.3	0.7	△1.6	1.9	2.8	△2.5
	4	1.9	△2.8	1.7	△0.1	0.5	1.7	2.4	△2.5
	5	1.9	△1.1	2.9	0.0	0.5	1.6	2.2	△2.6
	6	2.0	△1.5	2.1	△0.0	0.5	1.5	2.1	△2.6
	7	P 2.2	△1.1	2.1	0.5	0.9	1.8	2.3	△2.9

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，郵便局は郵政公社，その他は日銀資料（ホームページ等）による。なお，信用組合の速報値（P）は全信組中央協会調べ。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3 ＊は訂正数字。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	2001. 3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192
	2002. 3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006
	2003. 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376
	2003. 7	208,908	47,472	1,944,861	1,334,631	414,431	621,144	90,841	P 5,913
	8	209,393	47,506	1,955,890	1,339,159	415,740	624,060	91,103	P 5,843
	9	209,642	49,309	1,961,442	1,344,846	416,293	625,429	91,511	P 6,088
	10	209,690	50,062	1,929,937	1,335,110	414,745	623,437	91,409	P 6,036
	11	209,921	49,592	1,952,699	1,339,627	417,515	626,850	91,770	P 6,200
	12	208,569	50,307	1,961,443	1,352,525	423,716	633,012	92,384	P 5,541
	2004. 1	207,992	50,002	1,941,503	1,345,570	420,015	627,636	91,927	P 5,588
	2	208,374	49,556	1,920,332	1,347,466	419,573	626,364	91,897	P 5,524
	3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	P 5,763
	4	209,260	48,126	1,879,841	1,336,670	414,585	617,118	90,688	P 5,690
	5	209,241	48,563	1,881,836	1,325,168	412,773	614,367	90,416	P 5,852
	6	209,022	48,197	1,879,375	1,323,701	412,896	615,319	90,456	P 5,500
	7	P 209,472	48,847	1,887,141	1,330,885	414,914	619,713	P 90,930	P 5,370
前年同月比増減率	2001. 3	△0.3	△10.9	△0.6	1.2	△7.9	△3.7	△6.2	△16.2
	2002. 3	△1.1	△0.7	△4.9	0.2	△4.6	△3.4	△10.9	△14.5
	2003. 3	△1.2	△2.9	1.5	△0.5	△3.5	△2.1	△23.2	△9.0
	2003. 7	△0.8	△3.2	△8.6	0.5	△4.7	△0.7	△11.6	P △10.6
	8	△0.7	△2.2	△8.4	0.5	△4.7	△0.7	△7.4	P △10.9
	9	△0.4	△0.8	△5.5	0.6	△4.3	△0.7	△5.2	P △11.2
	10	△0.2	3.0	△7.5	0.4	△4.4	△0.5	△4.9	P △11.4
	11	0.0	2.8	△7.1	0.3	△4.2	△0.5	△4.7	P △11.0
	12	△0.0	3.4	△6.9	△0.2	△4.1	△0.8	△0.7	P △10.4
	2004. 1	0.1	3.4	△6.9	0.4	△3.6	△0.2	△0.3	P △10.4
	2	△0.1	3.8	△6.9	0.4	△3.6	△0.2	△0.3	P △10.8
	3	△0.2	4.4	△5.7	△0.0	△2.1	△0.6	△0.3	P △9.6
	4	0.1	4.1	△6.2	△0.1	0.2	△0.6	△0.2	P △9.1
	5	0.2	4.2	△5.3	△0.7	△0.2	△1.2	△0.4	P △7.4
	6	0.3	3.5	△4.9	△0.5	△0.1	△0.7	△0.1	P △8.9
	7	P 0.3	2.9	△3.0	△0.3	0.1	△0.2	P 0.1	P △9.2

（注） 1 表9（注）に同じ。ただし郵便局の確定値は，ホームページによる。
2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。